

全国連合退職校長会沿革

I. 全国連合退職校長会の設立

設立前後～昭和47年頃

全国連合退職校長会は、昭和40年6月10日、当時のわが国教育の現状を憂い、その正常化と一層の教育振興への期待を担って設立された。

◆ 戦後の教育情勢 ◆

戦後のわが国の学校教育は、昭和22年（1947）「教育基本法」と「学校教育法」の公布によりいわゆる6・3・3・4制の学校制度が発足した。

文部省は同年、学校教育の指針となる「学習指導要領一般編（試案）」を発表し、さらに12月には「各教科編」も出した。続いて昭和26年（1951）には最初の全面改定を行ったが、「試案」として示した。

新教育を模索する中で発表された学習指導要領の研究も進み、昭和27年（1952）の平和条約発効以後は、経済の復興とともに、次第に独立国としての気運が高まり、アメリカ一辺倒の教育内容を見直し、国情に即した教育制度への改善・充実が図られようとしていた。

折りしも日本経済は、戦後の混乱と苦境から脱出しつつあり、景気回復の兆しが見え始めていた。そこへ昭和26年、朝鮮動乱が勃発し、軍需品の調達がわが国に舞い込み、いわゆる特需景気をもたらした。これを機にわが国は高度経済成長期に入り、世界経済の奇跡とも言われる「神武景気」「岩戸景気」を迎えることになった。

その後、昭和33年（1958）に学習指導要領の二回目の改定を行い新しく教科外に「道徳」を加えるとともに「試案」の2文字が消え、法的な拘束力を持ち教育課程の規準となる「小・中学校学習指導要領」を告示した。

◆ 教育界の混乱 ◆

経済成長の裏側では左翼勢力の台頭があり、教育界にも職員団体として教員組合が生まれ、全教から日教組となり倫理綱領が発表された。革命の基盤をつくるのだという秘密文書が教師の間に配られ、「教師は労働者である」とデモへの参加も盛んに行われていた。

昭和30年前後には、偏向教育が政治問題に発展し、昭和31年（1956）の教育委員の任命制、翌32年（1957）の教職員の勤務評定の通達や「道徳」の特設時間などをめぐる抗議行動等が教育現場を混乱させていた。

日教組は、こうした一連の活動から、日に日に文部省との反目・確執を深め先鋭化していった。組合活動は、教育現場にその暗い影を落とし、子供たちが教師の活動をまねてプラカ

ードを持って運動場を練り歩くという遊びが見られるに至った。

心ある教育者や有識者の中からは、教育を正常な形に戻さねばならないという声が沸き上がり、さらにまた、子供たちの手におえない荒れた行動は、住民・保護者の間に「修身を教えないからだ」など、学校への不満が大きくなっていった。

こうした情勢下において文部省が実施した「全国一斉学力調査」（昭和36年10月）に対し、日教組が中心となって激しい学テ阻止闘争を展開した。さらに学生運動も過激化し学園紛争の多発へと広がっていった。

一方、教育の正常化を目指し学校教育の充実を期待して、指導内容を質的にも量的にも拡充しようとする傾向が見られた。しかし、それが必ずしも正常化に結びつかなかったばかりか、逆に教育の停滞や退廃が始まり、日本の教育は危機的な状況に向かっていったのである。こうした実情を憂い、実際に日教組に対して反発する直接行動を起こす保護者が現れたり、教育の正常化運動を唱える団体も次々と生まれたりといった状況にあった。

◆ 全国組織の退職校長会への期待 ◆

戦後日本の教育の担い手であった退職校長の間でも、教育現場の混乱を憂い、わが国の教育を正常化することの重大さを強く認識し改革への気運を高めていった。

東京都退職校長会（千代田会）は、もともと親睦の会であったが、教育界の混乱する姿を見るにつけ、われわれの残した教育界をこんな姿にしてはならない、戦後の教育の良い面は生かしながら間違った点は正さねばならないとして、昭和34年（1959）には「教育正常化に関する声明」を出すに至った。

さらに、昭和38年（1963）、同会創立10周年記念大会を迎え、総会での決議声明に「全国組織を作り、教育再建に寄与しよう。特に、社会道義の高揚、偏向教育の是正、家庭教育の改善、非行青少年の補導、勤労青少年の育成などすみやかに解決しよう」という一項を盛り込んだ。これまでも設立への努力がなされていたが、この決議から、「今こそ、全国組織としての退職校長会の設立準備を急がねばならない」という気運が高まり、翌年、昭和39年（1964）9月には「全国連合退職校長会結成準備委員会」が結成されている。

◆ 全国組織設立への準備 ◆

昭和38年に全国組織の立ち上げが決議され、翌年には準備委員会が結成されながら、二年間具体的な活動に移れないでいた。それは、設立趣旨書の作成等の準備は進められていながら、全国各地への呼び掛けに必要な通信費や交通費など運営経費の捻出ができないことに原因があった。

その頃、準備委員会のメンバーの一人が「連合退職校長会の設立に協力しよう」という

A氏に、たまたま出会うことになった。A氏は、退職校長会の全国組織立ち上げの趣旨に共鳴し、運営資金として160万円の提供を申し出てくださったのである。コーヒーが1杯30円、はがきが5円の時代の160万円という多額の出資であり、なんら見返りを求めることのない自由に使える資金援助である。これをありがたく受けることとし、声明書、趣意書、設立計画等の全国への発送に取りかかることができ、準備委員会の活動も一気に活気づき準備が進むことになった。

◆ 全国組織結成準備委員会の活動 ◆

昭和39年9月に正式に設立された全国連合退職校長会の「結成準備委員会」は、東京都退職校長会（千代田会）から16名を選出し発足した。

準備資金の援助を得られることになったことに力を得て、9月12日に第一回の委員会を開いて以来、短期的に数回の会合を持ち協議を重ね、設立準備の「趣意書」「規約案」の作成、設立後の組織の原案作りなどを精力的に進めた。

また、全国を8つのブロックにわけて、それぞれのブロックごとに準備委員を派遣し、「結成準備懇談会」を開催し、各都道府県に退職校長会を立ち上げること、それらを全国退職校長会の連合組織として設立することなどを申し合わせ、全国組織作りの基礎固めを進めていった。



結成準備委員会（後方の中央、宮内委員長）

そこで昭和39年10月には、都道府県の現職の各校長会長を通して「全国連合退職校長会」設立の「趣意書」、「全国連合退職校長会会則（案）」を送付している。また、11月4日には、各府県小、中、高の現職校長会に仲介の「依頼状」を135通、さらに各府県退職校長代表に宛てて「お願い」「声明書」「全国組織趣意書」及び「千代田会誌」等の関係書類をまとめて270通を発送している。反響は大きく、「趣旨に賛同」「ぜひ参加したい」など激励の返信を多数受けてますます勇気づけられた。第一回の委員会から、およそ2ヶ月間の活動であった。

全国連合退職校長会の「結成趣意書」は、次のようであった。

◆ 全国連合退職校長会結成趣意書 ◆

終戦後既に二十年、その間におけるわが国産業の発展、経済の成長は、実に世界各国の均しく驚異とするところである。然るにわが教育界は、今なお混迷をつづけ、憂慮すべき幾多の問題が山積している。すなわち、真の日本人教育の確立、偏向教育の是正、道德教育の振興、非行青少年の対策、社会道義の高揚、家庭教育の改善、教員養成制度の改革等、何れも速やかに解決を要する問題である。

生涯の大部分を、教育に捧げた全国退職校長の各位は、この世情に対し最も深き憂いを有するものであろう。然しながら、全国各地に散在する退職校長の一人一人が、如何に憂慮し如何に努力しても個人の力によって、これ等の問題を解決することは、殆ど不可能であるといわねばならない。よってわれわれは、まず各都道府県において、その地域の小中高校の退職校長が、団結して都道府県の退職校長会を組織し、相互の親睦を図るとともに、現職校長と提携して、教育振興に努力し、更に大同団結して、全国退職校長会を結成し、中正健全なる教育世論の喚起に努め、もって、わが国教育再建の事業に寄与せんことを期するものである。

また教育の振興を図るためには、教育界に人材を誘致することが大切である。そのため現職教員の地位待遇の向上を図るべきは勿論であるが、更に退職者の処遇を改善して、その生活の安定を得しめることが極めて緊要である。最近における物価の上昇、生活水準の向上による退職者の生活困難は、言語に絶するものがある。かかる状態を長く放置することは、教員志望者に対し、将来の希望と誇りを失わせ、教育界に人材の誘致を阻む結果となることは極めて明らかである。

よって、われわれ全国の退職校長は、一致団結して、退職教員およびその家族のために、退職公務員連盟と提携して、恩給、年金スライドアップ制の早期実現を期し、もって退職者の生活安定を図り、教育尊重の実を上げんとするものである。また、この会は、政治的にも思想的にも中立を堅持し、如何なる政党にも思想団体にも偏することなく、永遠にその存在を続けて、わが国教育の振興に寄与せんとするものである。全国公立学校退職校長各位、以上の趣旨にご賛同の上、もれなく本会に加入せられて、わが国教育再建の大事業に協力せられんことを期待する次第である。

昭和39年 9 月

結成準備委員会

初代会長

宮内 与三郎

昭和40年～昭和43年



◆ 全国連合退職校長会の設立 ◆

昭和40年6月10日、「全国連合退職校長会結成大会」は東京都千代田区の国立教育会館において全国42都道府県の代表159名来賓25名、合計184名の参加により挙行された。

当日は、午前中に都道府県代表の参加者全員で準備会を開き、大会の運営に関し諸般の打ち合わせを行っている。午後1時よりの結成大会となり、開会の辞、国歌斉唱に続いて、設立の経過報告、準備委員会代表挨拶、来賓祝辞があり議事に入った。

第二議案の役員の選出では、初代会長、副会長、さらに監事、常任理事等の役員24名を決定した。さらに、「大会声明」を発表、その意気を示し、大会は午後3時、つつがなく全日程を終了した。



結 成 大 会

そのあと、会場を移して祝賀会が行われた。全国各地で同じ教育の道を歩んできた同志が退職後、初めて一堂に集い、教育の正常化を主眼に行動を共にすることを喜び、希望と期待に満ちた歓談の時を持つことができた。祝賀会は、本会の結束と発展の願いを込めて万歳三唱により散会した。

なお、大会役員は文部省はじめ関係機関を訪ね、本会の結成や経緯を伝え理解を求めた。

◆ 初代会長に宮内与三郎氏 ◆

設立総会において、初代会長として宮内与三郎氏を選出した。宮内氏は、準備委員会の委員長として文字通り東奔西走して設立準備を指揮してこられた。千葉県出身、32歳で東京都港区で校長となられ、64歳で勇退するまで32年間の管理職経験を持っておられる。その後も要職を歴任、83歳にて本会の初代会長に就任された。

◆ 本会の運営と後援会の発足 ◆

全連退の財政的な基盤は、会員による分担金の拠出によることはいうまでもない。初年度1人につき50円の分担金で、15,000人分の納入を見込み、年間予算75万円であった。しかし3年後には、1人当たりの分担金を倍額の100円に増額していることは、運営の困難さがうかがえるところである。

本会の設立の準備活動には、A氏からの多額な資金援助が原動力となっているが、さらにもう一つ、昭和40年の設立に合わせて本会の運営・支援のために「全国連合退職校長会後

援会」が発足していることを見逃すことはできない。

この後援会は、全国連合小学校長会の元代表佐口安治氏、小野重内氏を中心に結成されている。そこでは、事業として児童用の漢字学習参考書の「国語の早わかり」（教科調査官江守賢治編）を出版し、その販売利益を後援資金として提供している。

後援会からの援助額は初年度は40万円、3年目の42年度には200万円となっており、運営費として特別会計に組み入れて、利息を事業費とすることにした。この多額な援助により、本会の運営は順調に歩み続けることができることになる。

毎日新聞学生新聞部編

国語の早わかり

B6判 定価 ¥ 280

す い せ ん
全連退 合小 学 校 長 会
全日本 本中 学 校 長 会
全学 校 図 書 館 協 議 会

おかあさん
（お母さん）
おとうさん
おばあさん
おじいさん
おにいさん
おねえさん
おばあさん
おじいさん
おにいさん
おねえさん
おばあさん
おじいさん
おにいさん
おねえさん

△全国連合退職校長会後援会事業▽

◆ 全連退の当面の活動 ◆

全連退は設立当初「組織の強化・拡大」「教育の正常化」「恩給・共済年金問題」を中心課題として取り上げているが、これらはその後、長期的に取り組むことになる。

① 組織の強化・拡大

全国の退職校長がもれなく加入する連合組織とすることを目標に、各都道府県の小・中・高現職校長会及び退職校長会へ加入を働きかけてきた。しかし、全国には、退職校長会の組織がない地域、また市町村単位、校種別などの単位で組織されている地域等それぞれの事情があり、すぐには加入できない地域もあった。全連退としては、設立当初から全国都道府県の全退職校長会の加入が、念願であり重要な課題としてきた。

当初（昭和40年6月）35都道府県が加入、未加入は13地域であったが、設立後まもなく加入できた地域もある。未加入地域については、ブロック懇談会や連絡会等を通して積極的な働きかけを続け、その結果昭和42年度までには、43都道府県の加入をみた。会員数も約15,000人、5年後の昭和45年には約16,000人に増加している。

その後も、会員数の伸びが見込まれ、見通しを持ってより充実した活動の展開が期待された。ここでも忘れることができないのは、後援会からの活動基盤となる多額の運営基金の支援があったことである。

② 教育の正常化

教育の正常化を目指して、多くの課題の中から「教育界に優秀な人材を確保すること」や、そのための「教員養成機関の充実、教員の待遇改善」などについて、年度ごとに研究課題を

設定し取り組んでいる。

昭和45年度、研究調査部は「教育界に人材を誘致する方策」について、1) 教員の社会的地位の向上、2) 教員の待遇改善、3) 研修制度の確立、4) 教員養成制度の改革 の四項目に分け、アンケート調査を行い考察を加え小冊子にまとめている。

また翌年には、第3次教育改革問題について「中教審答申に対する意見」として「学制の問題」、「市町村に対し幼稚園設置の義務化」や「能力別学級編成」、「能力に応じたの進級進学」等の9項目について小冊子にまとめ関係各方面へ配布している。

これらの他にも「人間形成上での家庭教育の欠陥」「国民生活上憂慮すべき点」「大学・高校の異常な状況の原因」などについて、全連退としての提言をまとめ、研究調査報告書にまとめるなどして、会員や教育関係各方面に配布し注目を浴びてきた。

さらに各種教育団体との連携を図りながら教育の正常化を目指し、「教育問題懇談会」を毎年数回、本会が中心となり開催している。昭和44年には、第3回教育問題懇談会として「高等学校学園紛争について」をテーマに現職小・中・高校長会、日本退職公務員連盟等18の関係団体並びに行政関係機関との協議を進めるなど活発な活動を展開している。



(初期の研究物)

③ 恩給・共済年金問題

恩給・共済年金問題は、本会の設立のための「趣意書」にも見られるように「恩給・年金スライドアップ制の早期実現」により退職者の生活安定を図ることを目指す重要課題として長期にわたり取り組んできた。

恩給・年金のスライド制の確立、退職年次による恩給・共済年金の格差の合理的改善、老人医療公費負担など多くの課題があり、公職を辞した後の退職者の生活安定のための切実な活動として取り組んでいる。具体的には、他の関係団体との共同体制をとりながら、課題に対する研究やその成果の各関係方面への陳情・要望活動等を積極的に行っている。昭和42年には、特別国会に提出されていた「恩給・共済年金増額法案」が成立しているが、その後もまだまだ課題が山積み、息の長い取り組みとなっている。

◆ 「会報」の発刊 ◆

設立と同時に準備を進めてきた全国連合退職校長会の「会報」が、昭和40年10月より発行されることとなった。



第2代会長
山口 友吉
昭和44年～昭和53年

会報は、当面 B5判 8 頁、初年度には10月に創刊号を、同41年 2 月には第 2 号を発行し全会員に送付している。昭和44年度以降からは、年間 4 回の発行を原則としている。

内容は、巻頭言、総会・理事会等主要の会議報告、各単位団体の活動紹介（「都道府県だより」）、さらに提言、文芸作品などで構成した。また、必要に応じて拡大紙面の「特集」を組むなど柔軟な編集方針をとってきた。

設立の目的である教育の正常化の確かな遂行のためには、全国に広がる会員の力が結集できることが第一である。会報はこのために重要な役割を担うことになり、当初の会員数は約 15,000 名であったが40周年を迎える平成16年には94,000 余名となり、関係諸機関・団体への配布を合わせると発行部数は約10万部になった。



◆ 第2代会長に山口友吉氏が就任 ◆

「会報」創刊号

昭和44年、第2代会長に山口友吉氏が、理事会において推薦され、総会において承認され就任した。山口氏は本会設立以来、常任理事、副会長として会長を補佐し、辛苦を共にしてこられた。

初代宮内与三郎会長は、本会の設立準備委員会の責任者として尽力し、また、全連退の設立時の会長として粉骨碎身の努力をなされ、全連退の基礎を築いてこられたが、86歳という高齢を理由に退任されることになった。

◆ 新事務局の開設 ◆

全連退の事務所は、これまで千代田区神田須田町の東京都教育信用組合内の一室を借用していた。設立7年目の昭和46年9月1日、長年の念願であった本会専用の新事務所として、都心に完成した高層マンションの3階の一室に移転した。これも後援会の援助資金の積み立てによって購入できたものである。同じフロアには、日本連合教育会、東京都教育会等も同時期に入居した。面積的にも広くなり備品什器が揃えられ、また事務室兼会議室を確保することができ、さらに JR 山手線五反田駅より徒歩10分と至便であることなどから、現在も活用されている。

Ⅱ．全国組織の強化・拡大

おおむね 昭和48年～昭和63年

全連退は「わが国教育の再建」を掲げて立ち上がり、10年を迎えようとしている。

◆ 設立より10年目の情勢 ◆

10年目を迎えようとしている全連退は、初代会長から2代目会長に引き継がれ、教育の正常化への課題を中心に教育混乱の要因を探り、研究調査の結果からいくつかの提言をまとめ、関係機関への請願、陳情を行うなど一步一步前進してきた。教育界への人材確保に力を注ぎ、教員養成機関の充実の必要性を説いてきた。

一方、組織の拡大充実への努力を続け、昭和51年には2県を除き49都道府県の加入を見ることができ、今後は残る2県の加入と会員数の拡大が課題となった。さらに、恩給・共済年金問題に取り組み、これもまた一段階ずつの成果を上げてきた。

こうした本会の草創期の着実な歩みの中で、明治5年に制定された「学制」が百年目を迎えようとしていた。社会情勢として教育課題を見ると、新たな展開もあり現下の各種機関の報道では「学校週休2日制の問題」「学歴偏重の打破」「知育偏重の是正」「詰め込み主義の解消」「徳育・体育の振興」等々が取り沙汰され、今後の取り組みが期待されるところであった。

また、会員及び現職教員に関わる課題としては、「教員の処遇の向上」「給与体系の改善」「海外派遣人員の増大」「65歳定年制問題」「老人医療福祉」あるいは「教育関係者の叙勲に関わる問題」等々が議論されていた。

この頃、教育重視を公約とする田中角栄内閣が誕生し、いわゆる「人材確保法」が成立した。この教育尊重の政権のもと、多年にわたり教育界のリーダーとして献身的な努力をささげてきた会員たちは、全国の各地域にあって教育の正常化を念じて活動を進めていた。

◆ 教育課題への提言 ◆

全連退は研究調査部を中心に、当面する教育課題について全国会員の声をまとめるなどして着々と提言を行っている。

例えば昭和46年6月中央教育審議会は、第3次教育改革に取り組み「教育改革のための基本的な施策について」答申をまとめた。その内容には「新しい学校体系」「幼稚園教育の普及と充実」「教員の資質の向上と処遇の改善」等がある。

全連退では「学制」の問題についても調査研究と各方面の意見の集約を基にして、提言を行った。昭和48年には「学制改革」について、昭和49年には「学校の週休2日制」について研究し、その結果を「第3次教育改革を探る」「学制改革についての意見」として報告書を作成し、会員に配布するとともに、関係諸機関に提言するなどの活動をしている。

当時、人事院勧告を受けた文部大臣は、昭和50年を目途に週休2日制を具体化するための

検討を提示した。これにより「学校週5日制」の実施が見え、「会報」には全国の会員からの“週休2日”に対する意見が多数寄せられ、また学校5日制への議論も見られるようになっている。

設立の宣言に「日本の教育の正しい世論をつくる」ことを挙げているが、本会設立の初心の達成に向けて昭和49年度には、これまでの特別委員会での活動から新たに専門の研究機関として「教育問題調査委員会」を設置して取り組みの強化を図った。

◆ 海外教育視察事業 ◆

本会事業として昭和47年度より会員のヨーロッパ教育視察が計画され、団員の募集が行われている。昭和51年度第5回の募集要項では、7月中旬より18日間でイギリス、イタリア、スイス等ヨーロッパ7カ国を巡り、ペスタロッツハイムを訪ねたり、教育関係者との懇談会を開いたりするツアーが計画されている。これだけでなく「会報」には数年間にわたり、会員募集要項が掲載され、旅の報告なども見られるが、それによると100名近い参加者があったことが窺える。



ヨーロッパ教育視察

フランスの教育に学ぶ報告では、パリでのフランスの現職教諭との教育懇談の中から「フランスには入試地獄・受験戦争はない」として、義務教育の5年間に観察期間で適性を見極めて、大学に直結するコース、義務教育で終えるコースなどそれぞれのコースに振り分けて教育をすることを報告している。

親睦も兼ねた海外教育視察は好評で、「会報」への折込の業者報告の形で、例えば昭和58年1月号には、10数コースの案内がみられる。

◆ 活発な各都道府県の活動 ◆

全連退「会報」には、毎号全国の地域の活動の報告や会員の声が掲載されているが、年を追うごとに活発な活動や充実した内容が見られる。ある地区では会員が広い地域に分散しているために連絡協議会を結成し、定期的に会合を持ち連携を密にしていることが報告されている。また、活動報告の中に具体的な「恩給年金問題」「教育の正常化問題」等、時の課題について意見交換を行い、地域としての集約意見が報告されている。

特色ある地域活動として昭和50年度第38号には、「皇居勤労奉仕の記」として、九州地方より退職校長52名の奉仕団を組織して上京、皇居内の木の枝落とし、枯れ葉集めや薪割りなどの軽作業を4日間行ったという報告もある。

第3代会長

鈴木 虎秋

昭和54年～昭和59年



◆ 設立10周年記念 ◆

昭和51年6月第11回総会后、設立10周年を迎え記念事業として祝賀式、記念講演及び祝賀会が行われている。それに先立ち5月には、全連退創立「10周年記念誌」が刊行され10年の歩みを総括した。

設立以来取り組んできた課題は、「教育の正常化」を中心に「組織の拡大及び活動の充実」、「恩給・年金改善」等の諸問題が主な柱であった。このうち教育の正常化については、毎年のように調査研究に基づく各種の提案を行い、各方面に大きな反響を呼び、着実に成果を上げてきている。次々と発生する新たな課題に対しても、今後一層力を入れて行くところである。また、教育懇談会の開催に当たっては、全連退が常にリーダーシップをとり、20を超える関係諸団体及び行政・政党関係者を招集して、課題の解明、対策の検討を毎年数回にわたり積み重ねてきた。その結果を提言としてまとめ、各方面へ配布している。



10周年記念総会

恩給・年金問題については、会員の声を取り上げての専門委員会の精力的な活動と、関係機関との連携により行政を動かし、多大な成果を挙げている。さらに制度の充実への努力をすることが求められるとともに、新たな課題として、会員の「老後の問題」や「福祉に関する問題」なども明らかにされ、取り組みが急がれているところであった。

◆ 第3代鈴木虎秋会長就任 ◆

昭和54年第2代山口友吉会長から高齢による会長退任の意向が表明され、5期10年にわたる重責を終えられることとなった。

第15回の総会において、第3代鈴木虎秋会長が承認され、誕生した。

新会長は全連退の組織結成以来14年間、常任理事として本会の事業の発展のため尽力されてきた。

◆ 教育問題懇談会の推進

昭和50年代に入ると、教育の正常化を目指す取り組みの一つとして教育懇談会を、毎年数回にわたり開催している。学校教育の現状を憂える教育関係者、教育団体に積極的に呼びかけ、当面する課題について懇談、協議を進めている。

これには、現職の全国組織の幼、小、中、高、養護の校園長会、日本連合教育会、日本教

育会等、また、課題により総理府の青少年対策本部の参事官、青少年育成国民会議の代表など行政関係機関や文部省関係の10数団体が参加している。

学校教育における当面の課題を取り上げて、それぞれの立場から教育の現状を分析して問題点の洗い出し、具体的な対応策について意見交換を行い、会を重ねる中で、各団体の持ち回り開催の方法をとるようになっていく。



教育問題懇談会

教育懇談会においては、何か一つの結論や方策を導き出すのではなく、教育課題をそれぞれが把握し共通認識を持つことで、今後の対策を見出そうとするものであった。

◆「会章」 会員バッジ ◆

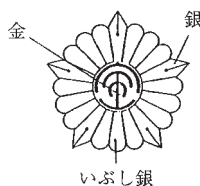
全連退の「会章」が、昭和59年に制定されている。設立以来の課題として「組織の強化・拡大」が掲げられてきた。「全国組織」としての活動をするには、一県たりとも未加入県

がないよう加入への努力を続けてきた。地区内の組織化が遅れ未加入であった県の準備が整い、全国の加入のきざしが見えてきた。それを機に、会員の意識の高揚と活動の強化を目指し「会章」が完成している。会章の由来については、「会報」の第77号（昭和60年9月）に右記のようにある。

◆ 教育改革への努力 ◆

全連退の本部組織としての「研究調査部会」は、文部省の「教育改革のための基本的施策」が中央教育審議会答申として発表されたことを受けて、教育界、教育団体、国民一般の期待する

「第3の教育改革」に適應しているかを検証することとしている（昭和47年度）。まず、施策の内容を検討しアンケート形式で会員の意見を集約し、検討して全連退としての見解をまとめた。年度末には報告書として、会員に配布するとともに教育関係諸機関へ送付し、政府関



< バッジのいわれ >

- 大きさ……直径1.5cm
- 5本のペン（銀）は教育、学問をあらわしていて、われわれがかつて教育にたずさわり、現在もそれに関係して

いることを示している。

また、この五本は北海道、本州、四国、九州ならびにその他の島々をあらわし、日本全国としている。ペンの間に菊花の弁（いぶし銀）をあしらって、気品の高さを象徴させた。

- また、中心の文字（金）は、全国連合退職校長会の「全」の文字を図案化したものである。
- なお、裏面には「全国連合退職校長会 会章」とある。



第4代会長
近藤 修博
昭和60年～昭和62年

係機関にも届けている。

同部会では、大きく二つの方法で教育改革に対応する活動を進めている。一つは、時の教育課題について会員の英知を集約し提言を行う方法、もう一つは、教育関係団体等との教育懇談会を開催し、課題検討を行い、あるべき方向を明らかにする方法である。

こうした研究調査結果を提言にまとめ、毎年会員に提示し、教育に関わる諸団体・関連行政機関への啓発的な役割を果たしていくためには、次々と発生する課題をいち早くとらえて分析し対策を立てなくてはならない。全連退ではこれまで、教育改革問題、青少年の問題行動、週休2日制、学校5日制、教職員の待遇改善、教育界人材確保や、恩給・共済年金問題、社会教育活動への参画、老人医療・老人福祉、叙勲などの諸問題に取り組んできた。今後も、教育改革の方向性を見定め、教育の正常化への取り組みを中核に据えながら、さらに研究することが期待されている。

◆ 15周年記念事業 ◆

昭和55年、全連退は設立15周年を迎えている。総会を「15周年記念総会」として開催し、記念講演を行い、「会報」58号（特集号）を24ページで構成してその記録を掲載した。

鈴木虎秋会長は、この中で15年間を振り返り、「教育尊重の実をあげ、日本教育の振興に寄与する」ことを目標に、現職校長会や日本教育会等の諸団体と連携し、教育の充実を図ることを述べている。設立以来15年間で全国組織はほぼ完成し、会員数40,000人を数え、「会報」を発行、教育振興、改革に関する研究調査を進め会員の福祉の向上など、多くの実績を上げてきたとまとめている。今後の課題として「組織の拡充」と「特色ある地域活動の推進」を決議した。



15周年記念総会

◆ 第4代会長に近藤修博氏就任 ◆

昭和60年6月、全連退設立20周年記念式典に先立ち、総会において第4代会長に近藤修博氏を承認、就任している。

近藤修博氏は、これまで10年間常任理事として本会の発展に尽力されてきた。鈴木虎秋会長の退任の理由は、日本退職公務員連盟の専務理事、理事局長を務めているため、多忙となり両立が難しくなったことにあった。

◆ 設立20周年記念式典並びに祝賀会 ◆

昭和60年6月、近藤修博新会長のもとに設立20周年記念式典及び記念祝賀会（会場、東京私学会館）が、盛大に行われている。このときの様子は、結成20周年記念誌に替えて発行した「会報」77号にも掲載された。

ここでは、会員総数が53,000名であること、現状の課題として臨時教育審議会に対する提言、恩給・共済年金制度への取り組み等が話題となっている。全連退としては、これらの課題への対応のために、新たに「教育改革研究部」を設けた。



20周年記念式典

◆ 組織の強化・拡大 ◆

全国の退職校長全員が全連退へ加入することを願い、組織の強化・拡大を図ってきた。

設立当時の状況としては、設立への呼びかけに即座に応じて加入ができる状況の地域も多々あった。しかし、地域によっては、退職校長会が組織されていなかったり、小・中・高という校種別に組織されていたり、さらに広範囲にわたることから小さい地域に分かれて組織されていたり、組織されていても参加者が極めて少なく連絡がつかなかったりなどさまざまな困難があった。

組織の強化・拡大のために、各地域のブロック懇談会に事務局からも担当者などを派遣し、積極的に加入への働きかけを行ってきた。設立の趣旨また全国組織の重要性や加入の現状について説明するとともに、それぞれの地域の未加入の課題について、例えば退職校長会の立ち上げなど課題の解決の方法に対する支援・援助を機会をとらえては行っている。全国の加入は一步一步前進がみられたが、なかなか困難な状況でもあった。

◆ 教育改革への取り組み ◆

国では、教育全般についての検討を行うべく臨時教育審議会を昭和59年に発足させ、3年間にわたる諸課題の審議に入った。

一方、全連退では、すでに昭和52年、53年教育改革に関する研究調査に着手していた。

主な検討課題として「教員の資質の向上のための諸施策」「学校教育制度の改革」「高校入試問題」等を取り上げ、手始めに全国会員、保護者へのアンケート調査を実施し、三つの課題について2年間の成果を「現下の教育の課題」として200頁の研究調査報告書にまとめ会員はじめ関係諸機関へ配布している。

第5代会長

松本 和三郎

昭和63年～平成5年



また、53年から57年には、シリーズによる「青少年健全育成」関連の研究報告書を刊行してきた。

昭和60年7月9日、常任理事会において承認を得て「教育改革研究部」を新設し、19日の初会合で部会内に3委員会を設け、①「学校教育改革の基本方向」②「教育内容、方法の改革」③「教員の資質の向上について」の課題について検討を進めることを決定した。

それぞれの課題における、具体的な研究調査の内容としては次のような柱を立てている。

- ① 1) 教育理念の確立について
2) 校長の権威、権限の確立について
- ② 1) 道德教育の充実について
2) 基礎・基本の重視
3) 個性・能力の伸長
4) 情報化・国際化への対応
- ③ 1) 教員養成の充実について
2) 免許制度の改善
3) 採用方法の改善
4) 研修制度の確立
5) 教員適性審査



教員の資質の向上について

教育改革への関心は高く、個々の会員はそれぞれの意見を持ち、呼びかけに応じて多くの提言・感想を寄せている。

それらについては、「会報」81. 82. 83号（昭和61～62年）の3回に分けて「教育改革論叢」として掲載した。それらとともに「教育改革に対する提言」をまとめ、臨時教育審議会の第3次答申に向けて提出し、多くの賛同を得た。

◆ 第5代松本和三郎会長の就任 ◆

昭和63年6月、第24回総会において、松本和三郎氏が第5代会長として承認され就任している。

第4代近藤修博会長は、前年62年10月15日、任期半ばにして急逝された。享年80歳。会員一同、心よりご冥福をお祈り申し上げた次第である。

本会会則第7条に基づき、会長の職務を副会長が「代行」することになっている。後任会長は、理事会において選出し、次期定期総会において承認を受けることになる。松本会長は、およそ半年の間、会長代行として指揮をとった後の就任ということになった。

◆ 全国組織の完成へ ◆

全連退は設立当初から全国の退職校長会が参加した組織となることを念願し、努力を続けてきた。各年度の総会での決議事項にも、「全連退の組織の強化・拡大」を掲げて積極的な取り組みを進めてきた。各地域の退職校長会には、それぞれの事情があり、加入の準備が整わない地域がある中で、ブロック懇談会においての積極的な働きかけや、課題解決への支援によってようやく全国組織としての目途が見えてきた。その経過は、次の通りである。

創設当初……………結成大会に42都道府県の代表参加（1県で複数の代表の出席もある）

昭和45年度……………新たに4県が加入

昭和51年度……………2県を除く全都道府県が参加（団体数は、複数団体加入県があり49団体となる）

昭和55年度……………長野県が加入

平成元年度……………沖縄県が加入

これにより平成元年度には、名実ともに全国組織となった。

退 職 校 長 会 組 織 一 覧

平成27年1月現在

北海道地区	東北地区	関東甲信越地区	東海北陸地区
北海道退職校長会	青森県退職校長会 岩手県公立学校退職校長会 宮城県退職校長会 秋田県退職校長会 山形県退職校長会 福島県公立学校退職校長会	茨城県退職校長会 栃木県連合退職校長会 群馬県退職校長会 埼玉県退職校長会 千葉県退職校長会 東京都退職校長会 神奈川県連合退職校長会 山梨県退職校長会 長野県退職校長会 新潟県公立学校退職校長会	富山県退職校長会 石川県退職校長会 福井県退職校長会 岐阜県退職校長会 静岡県退職校長親和会 愛知県退職校長会 三重県退職校長会
近畿地区	中国地区	四国地区	九州地区
滋賀県退職校長さざなみ会 京都府連合退職校長会 大阪府退職校長会連絡協議会 春秋会 教育みおつくし会 教育なにわ会 兵庫県退職校長会連盟 奈良県退職校長会 和歌山県教友会	鳥取県退職校長会 島根県退職校長会 岡山県退職校長会 広島県退職校長会 広島市退職校長会 広島県高等学校退職校長会 山口県退職校長会	徳島県退職校長会 香川県退職校長会 黄鳥倶楽部 高知県退職高等学校長会	福岡県退職小学校長会 福岡県退職中学校長会 佐賀県退職校長会 長崎県退職校長会 熊本県退職校長会 大分県退職校長会 宮崎県退職校長会 鹿児島県退職校長会 沖縄県退職校長会

Ⅲ. 社会の変化への対応と提言 おおむね 平成元年～平成8年

平成元年を迎えた。昭和天皇の崩御により昭和64年は、7日で終わりを告げたのである。

◆ 平成の全連退の情勢 ◆

昭和50年代中ごろから、校内暴力、いじめ、少年非行など児童生徒の問題行動が社会的に大きな関心を集めるとともに、過熱化する受験戦争の緩和が教育上の大きな課題となっていた。このため昭和59年8月、中曽根内閣の下に臨時教育審議会が設けられ、教育全般について検討が行われた。臨時教育審議会は、個性の尊重の原則、生涯学習社会への移行、時代や社会への変化への対応を基本的な考え方とする教育改革に関して答申し、これを受けてさまざまな改革が進められ、今日まで一貫した流れとなっている。

◆ 生涯学習社会の形成への努力 ◆

臨時教育審議会は昭和62年8月「教育改革に関する第四次答申（最終答申）」を行い、その中で生涯学習体制の整備の必要性について述べている。

全連退では、生涯学習についての研究をはじめ平成3年度には教育研究部内に「生涯学習委員会」を設け、取り組みに一層力を入れ、さらに平成5年度には「生涯学習推進部」と改称し組織強化を図り、生涯学習の在り方の調査・研究を深めていった。

取り組みとしてまず、昭和62年度には全国会員に対し、「会員自身の生涯学習の実態」、「退職校長会として高齢化社会における生涯学習の推進」に関するアンケートによる実態調査を実施している。さらにそれを集計し考察を加え、研究調査報告書としてまとめて公表した。

それによる考え方としては、「①家庭教育・学校教育・社会教育の持つ教育機能の統合が重要であり、生涯学習はいわば『人生の一環学習（教育）』である。②会員一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送るために、経験を生かしながら自らを高め、心豊かな人生づくりをすることである」としている。

また、自分の人生を「生きがいのある生活」に押し広げるために、

- ①一人ひとりの会員が、自分なりの個性を持ち夢中になれるものを持ち磨いていく。
 - ②自分自身を生涯学習によって生かすことは、「他」を高めることに結びつく、具体的には、退職校長としての生涯学習ボランティア活動に結びつくものである。
- としている。

さらにまた、組織を挙げての「生涯学習推進方策」として

- ①生涯学習気運の醸成 ②退職校長の英知の活用 ③文書による啓発活動
 - ④生涯学習活動の活性化 ⑤会場確保と拠点づくり
- の5点を上げ、具体策（省略）も示している。

◆ 沖縄加入、全国組織の完成 ◆

平成元年6月8日、第24回全連退の総会が開催された。横断幕には「祝沖縄県退職校長会加入」の文字が染め抜かれていた。

昭和55年に長野県が加入し、最後に沖縄県が残った。沖縄は全連退が設立された当初は、まだ復帰できないままであった。昭和46年に沖縄返還協定が調印され、翌昭和47年5月に、本土に復帰し「沖縄県」が復活している。

松本和三郎会長は式辞でまず「本年は本会多年の念願が叶い、永年にわたる沖縄県の世話人の骨折り、支え続けた関係者の労に敬意と感謝を表し、本部としても連携をとりながら支援を続けてきただけに、全国組織としての完成は感慨深いものとなった」と述べている。

これにより次の目標は、組織の強化である。全国の退職校長全員の加入により、会員数の増加が期待されるところである。(会員数67,001名)

◆ 完全学校週5日制 ◆

完全学校週5日制は、学校、社会、地域社会が一体となってそれぞれの教育機能を発揮する中で、子どもたちが自然体験や社会体験などを行う場や機会を増やし、自ら学び自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育てようとするものである。このような考え方に立って、平成4年9月から月1回土曜日休日、平成7年4月1日からは、月2回と段階的に実施され、平成14年度からはすべての学校段階において完全学校週5日制が実施されている。

しかし、年間授業時数の確保のため、年間2学期制を検討したり、土曜補習をするなど多様な対応が見られ、課題も多く、全連退としては完全学校週5日制についての検討を中教審に要望している。

◆ 教育振興への対策 ◆

全連退の会則第2条の目的に「日本教育の振興に寄与する」とある。時代の要請を受け具体的な活動を進めるために平成5年、「調査部」を「教育振興対策部」と改称し、教育振興に関わる分野に絞って担当することとなった。

基本的な活動範囲として、「①学校と連携をとり関係機関に対して必要な対策要望活動をする ②各都道府県退職校長会と教育振興等について連携活動の在り方を探る ③健全な世論喚起のため、当面している教育課題についての研究活動を進める」と規定している。各都道府県の退職校長会や現職校長会及び教育研究団体と情報交換を行い実践的な振興活動として、教育界の人材確保、教育情報の開示問題等に取り組んでいる。



第6代会長
土橋 莊司
平成6年～平成20年

◆ 第6代土橋莊司会長の就任 ◆

平成6年6月14日、第30回総会において第6代会長に土橋莊司氏が承認され就任している。

土橋莊司氏は、本会において永年にわたり常任理事、総務部長として教育振興に対する取り組みを積極的に進め、教育改革に関わる提言をまとめる等の中心的な役割を引き受け、精力的な活動を進めてきた。

松本和二郎第5代会長は高齢となり体調不調による退任であるが、本会設立当初には、常任理事として7年間、その後3年間に副会長として本会の発展に寄与し、これまで5年間にわたり会長として本会を率いてきた。

◆ 設立30周年記念式典並びに事業計画 ◆

新会長を迎えて一年、平成7年設立30周年に当たり第31回総会に続いて記念式典が、与謝野馨文部大臣を来賓に迎えて盛大に挙行された。

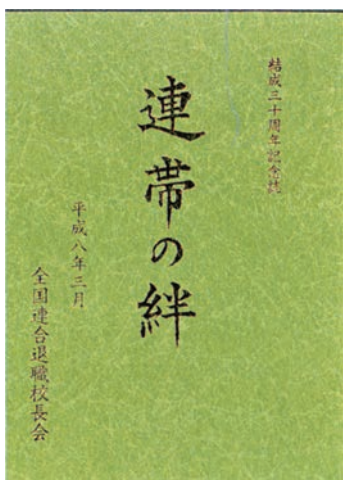
周年記念事業として式典後、記念講演「これからの人材とその育成」が富士通開発部長菅原護氏により行われ、さらに祝言（謡曲仕舞）の「老松」が披露された。また、記念誌「連帯の絆」が編纂された。祝賀会は、前日、国立教育会館において行われた。



30周年記念式典

総会並びに記念式典は、墨田区の江戸東京博物館1階ホールにおいて行われた。総会の会長式辞では、数年後に迫った21世紀を見据えて新しい対応が模索される中で人間性と精神面

を尊ぶ、心の時代へと期待が高まっているとし、①心の教育、すなわち道德教育が全国的に取り組まれるように強力に働きかけること ②学校週5日制に伴う諸課題の解決に積極的に取り組むこと ③生涯学習社会の形成と生涯学習の推進 ④叙勲への対応 ⑤中教審に対する提言等を進めることの5つの事業計画を示した。



30周年記念誌

◆ 歴史教科書に関する提言 ◆

全連退では、平成9年に文部省や国会議員などに対し、「公正、中正な検定姿勢と歴史教科書づくりを求める提言」を行った。

教科書の検定に当たっての提言で、まず、次のように述べている。

- 児童・生徒が「日本というすばらしい国に生まれてよかった」と、日本国への愛情・誇りを、心から持つことができる内容を備えている教科書の作成と、このような観点から中学校社会科歴史的分野の教科書の内容については、世界各国の歴史には必ず「光と影」があり、わが国もその例外ではない。しかし、「あまりにも『影』に偏り、史実を歪曲したり、思想的に偏向したものになっている場合があり、自虐的記述に偏向している」としている。特に（歴史教育が）「未確定な時事的事象についての断定的な記述、誤解のおそれのある事項、特定の事柄・分野に偏ることなく」「特別に強調したり、一面的な解釈を配慮なく取り上げることのないような検定基準」を要望した。
- 「世の中には、こんな楽しい学問がある」と、感動し、学習意欲を喚起する内容を備えている教科書の作成と、そのような観点からの検定を願いたい。

戦後の教科書に比し「現行は紙質、絵図なども優れているが、それらが公平で、邪曲がなく、児童・生徒の感情を正しく導き、感性を涵養し、公正な判断力を養い、健全な情操の育成に的確に働いていくもの」でなくてはならないと説いている。

◆ 「心の教育」の推進 ◆

平成9年2月26日、全連退は会長、総務部長他4名で小杉 隆文部大臣と面談している。その面談において、全連退として「心の教育」の具現化について意見を述べて、確かな手応えを感じたと30周年記念誌に述べられている。

翌平成10年1月には、「徳性を育てる心の教育（中間報告）に対する意見」を作成し文部省に提出している。

要望書では、「日本人としての自覚と誇りを持つことができるよう、日本の文化や伝統を重視し、より明確な日本の教育の理念を示すことが必要である」こと、多くの教育の場で大人のあり方や子供を取り巻く環境を整えることの重要性が深く関わることから「文部省をはじめとする国や行政機関は、さらに関係する諸機関や部局相互の連携を図り総合的な施策を展開していくことが必要である」ことを述べている。

Ⅳ. 教育改革の流れと全連退

おおむね 平成9年～平成16年

21世紀を迎え、教育改革の流れとともに、その対応に全連退の一層の活動が期待されるところとなった。

◆ 教育改革への期待 ◆

21世紀に入りわが国が、真に豊かで成熟した国として発展し国際的にも貢献していくためには、新世紀にふさわしい教育のあり方を見据え、新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指して、全ての学校段階を通じた教育改革の強力な推進が期待されている。

特に人間形成の基盤として重要な義務教育については、平成14年度より小・中学校で新学習指導要領が全面実施され、また、長年段階的に進められてきた学校週5日制の完全実施と相まって新たな時代を迎えている。

現在進められている教育改革は、子どもたち一人ひとりに「確かな学力」と「豊かな心」を育み、新しい時代を生き抜く方向としての「生きる力」を培うことをねらいとしている。

教育は「国家百年の計」と言われ、それだけにこの改革のねらいを、しっかり達成できるよう、“全力投球”が期待されている。

文部科学省は、平成15年5月「教育の構造改革」と題した教育関係者向けのメッセージを発表した。「画一と受身から自立と創造へ」を中心理念とし、教育全般にわたる文部科学省の取り組みの方法を四つの理念で整理し理解を求めている。四つの理念は、次のようなものであった。

- ① 一人ひとりの個性と能力に応じた学校教育の展開など「個性」と「能力」の尊重
- ② 国際社会の一員としての教養ある日本人の育成など「社会性」と「国際性」の涵養
- ③ 学校や地域が個性あふれる学校づくりをして、ニーズに応えるための「選択」と「多様性」の重視
- ④ 学校が説明責任を果たすとともに教育の質を評価によって保障する「公開」と「評価」の推進

◆ 「教育の日」の制定 ◆

全連退は、平成9年度より「教育の日」の制定を目指した活動を進めている。

「教育の日」の制定のねらいは、今日子どもたちの生活と家庭や地域社会の現状の一部には、急激な社会変化に伴って憂慮すべき状況があるという把握にたって、広く国民の参加、協力のもとに「教育尊重の気運を高め、国民挙って教育の大切さを



考え、その振興を期する日」としている。

わが国においては、栃木県が早くから教育の重要さに思いを致し、平成4年秋に全国初の「とちぎ教育の日」を制定し、毎年11月第2土曜日に教育振興大会を開催している。

全連退は、まず全国都道府県の退職校長会51団体（当時）に対し、「教育の日」の制定についての意向をアンケート調査し、その結果約80%の賛意を得た。そこで、平成10年6月の定期総会において、その推進について決議し、9月の常任理事会の了承を得て「教育の日」制定推進委員会を設置し、活動に入った。

全国の会員には、各県の退職校長会を通じて、また現職の校長会には、その会長との連絡会において連携・協力を進め、趣旨の浸透を図ってきた。

また、全連退の主催により、平成14年6月、教育関連の15団体及び関連省庁に呼びかけ第1回の『教育の日』制定推進連絡協議会を開催

した。当日は文部科学省の生涯学習局はじめ、国公

幼・全連小・全日

中・連合教育会・

全教協等の参加のもとに行われた。

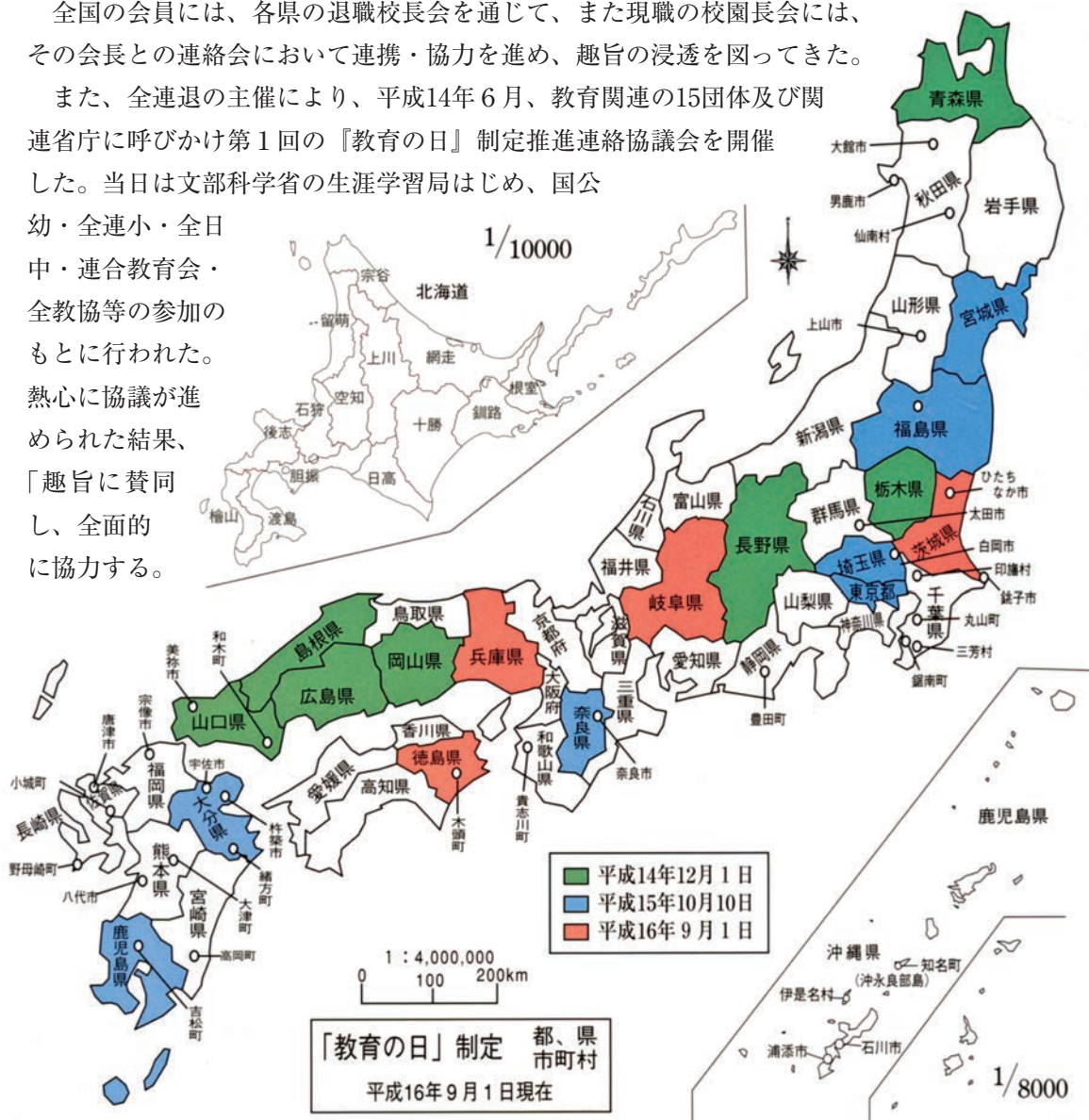
熱心に協議が進

められた結果、

「趣旨に賛同

し、全面的

に協力する。

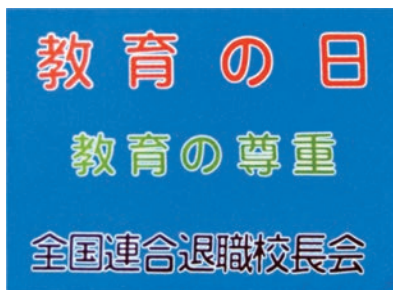


国への働きかけ、地域の自治会、町会、PTA、その他の団体への働きかけなどを、この協議会が中心となり、協力・連携し、積極的に活動を展開しよう」という結論を得た。

全連退としては、気運を高める広報活動としてポスターを作成、また、同様の趣旨で横断幕（50×80cm）を作成し各地に配布している。

制定の「月日」については、現段階では全国一律の統一日とするのではなく、地域の実情に合わせて地域単位で決定していくこととしている。平成13年6月には岡山県が、続いて11月には広島県が「教育の日」を条例に定めるなど、各地での取り組みの経過や成果が報告され、制定への気運の高まりが感じられるようになってきた。

なお、平成16年9月現在までに18都県と33市町村での制定が決定されている。その分布状況は別図（前ページ）のようになっている。



「教育の日」の横断幕

◆「教育基本法」の見直し・改正◆

全連退では、かねてから教育基本法の見直しの必要性を主張してきたが、平成13年3月には「教育基本法検討委員会」を設置し本格的に検討を開始している。

当時の情勢としては、平成12年には、首相直轄のもとに「教育改革国民会議」が設置され、今後の日本の教育の在り方の検討に入り、教育基本法の見直しも含めて教育改革の論議が進み、報告書が出された。

平成13年11月、文部科学省から中央教育審議会基本問題部に「教育基本法見直し」についての諮問が行われ、さらに、中央教育審議会からは広く国民に対して意見の受付を公示している。

6月には、各都道府県退職校長会の意見を聞くために、現行教育基本法の問題点、改正の賛否等についてアンケート調査を行った。

この間、中央教育審議会の教育基本法の審議の中間報告等に対して、本会では次の3点から検討を進めた。

- ① 前文・第1条・第2条の見直し、「改正教育基本法」の一部として、新しい条文の作成を行う。
- ② 5月1日付で中央教育審議会基本問題部に「全国連合退職校長会の改正教育基本法作成上の基本的な考え方」「改正教育基本法（前文・第1条・第2条）」「現行教育基本法と改正教育基本法の対照表」「全国連合退職校長会の調査結果」を送付。
- ③ 第3条以下第11条までの見直しを行い、全条文をまとめ「改正教育基本法」「教育基本法改正理由の要点」を付して、7月1日付で中央教育審議会に送付。

中央教育審議会に送付した改正教育基本法作成上の基本的な考え方は、

1. 現行教育基本法の優れたところを生かしながら、時代の変化とともに合わなくなった面を改め、日本国民の育成を強調する必要がある。
2. 現行の教育基本法は、「日本人としての自覚」「日本人としての意識を高める」など、国を愛し、国に誇りを持つ国民を育成するという視点が欠けている。 の2点である。そこで、未来を拓く主体性のある日本国民の育成を重視する等6項目について検討し、意見書を作成、中央教育審議会へ送付することにより見直しを強く求めた。

その後、平成14年11月には中教審より文部科学大臣へ中間報告が提出されているが、そこには全連退の考え方が多々取り入れられ、最終報告に反映されることとなった。

◆「教育憲章」(案)の提言◆

現行の教育基本法は、教育の基本的理念や諸原則を示したものであり、その理念は世界のいずれの国でも適用する普遍的なものである。しかし、必ずしも日本の教育の理念を明確にしているものとはいえない。そこで、全連退では日本の教育の理念を、より明確かつ具体的に「教育憲章」を制定することが必要であると考えてきた。

教育振興対策部では、教育基本法と教育憲章の性格上の関係についての検討、全国からの実践事例や調査、全国の退職校長会の意見等を広く集め、これらの分析・検討を綿密に行ってきた。

それらを基本にして、これからの国民の教育において「日本人としての自覚と誇りを持ち、国際社会に貢献できる主体性のある国民の育成」が重要であると考え、「教育憲章(案)」の具体的な理念を9項目にまとめ、平成12年に

教育憲章(案)

- われらは、教育基本法の精神を踏まえ、日本の教育の指針として、この憲章を定める。日本の教育は、個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を重んじ、日本人としての自覚と誇りを持ち、世界の平和と文化の創造、人類の福祉に貢献できる主体性のある国民の育成に努めなければならない。
- 1 人間尊重の精神にのっとり、一人ひとりを大切にして、自己の確立を目指し、心身ともにたくましく生きる力をもつ。
- 2 豊かな日本の自然を愛護し、情操を培うとともに、地球環境の保全に尽力する。
- 3 優れた日本の文化や伝統を尊重し、異文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。
- 4 美しい日本のことばを大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を形成する。
- 5 誠実さや勤勉さを大切にし、勤労の意義と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びをもつ。
- 6 和の精神と思いやりの心を持ち、温かな家庭と心の通い合う地域社会を形成する。
- 7 善悪の判断を正しく行い、社会の一員としての自覚と責任を持ち、正義の実現と社会の発展に尽くす。
- 8 向学心に燃え、真理を求め、社会の変化に対応して、生涯にわたり、主体的に生きぬく力をもつ。
- 9 民主的な社会及び国家の形成に努め、世界の人々と協調・協力し、世界平和の確立に尽くす。

これを示した。

平成14年6月、教育基本法の審議が行われていた中央教育審議会には、「教育憲章」の制定について、7月には「教育基本法の見直し」についての要望の中で同法の補則に「教育憲章」を制定する旨の文言を入れること、さらに、平成14年8月8日文部科学大臣宛の要望書の中でも「教育憲章」の制定を要望している。

全連退の提言した「教育憲章（案）」は、前掲のようである。

◆ 新たな教育課題への対応 ◆

全連退は、これまでの次々と打ち出される教育に関わる改革案等について、強い関心を持ち、内容の検討を行い、種々の提言・要望等を関係機関に提出してきた。平成12年12月、「教育課程審議会」は、「児童生徒の学習と教育課程の実施状況のあり方について」を答申した。小・中学校では、この答申により、新しい評価「目標に照らしてその実現の状況を見る評価（いわゆる絶対評価）」による児童・生徒の評価・評定と学校評価が実施されることになった。全連退の「中教審」対策委員会では、このことの対応のために平成13年度より「評価のあり方」について研究・協議を進めてきた。一年次では、全国の校長会に対して各5名（計250名）に「評価に関するアンケート調査」を実施し、二年次では「新しい評価の考え方や具体的な評価のあり方」について研究を行い、二年間の成果をまとめている。

また、小冊子「特色ある学校を創り学校を拓く」「学校教育における基礎・基本そのとらえかた」を刊行した。

さらに「教員養成課程」や「学校週5日制」「教育憲章」「教育の日」「心の教育」など、対応すべき各種の課題について本会としての見解を要望書・意見書等にまとめ、会員及び関係諸機関等に向けて提言し、要望・陳情活動を進めている。



◆ 構造改革特別区 ◆

文部科学省は教育改革として、各種の制度や規準について多様化・弾力化を図るなど積極的に規制緩和を推進した。構造改革特区とは、地域限定で規制を緩和した特定の地域を設けて、地域の自発性を尊重しつつ地域の活性化、ひいてはわが国の活性化を図るものである。

この構造改革の提案募集は、これまで3度行われているが、平成14年12月12日公表の第2次提案の中に「教育分野への株式会社の参入」が盛り込まれた。

全連退としては4日後に「公教育としての学校の教育活動なので、安定性、継続性、非営利性に立つべき」との見地から問題点を指摘し、慎重な取り扱いを「意見文」として関係三閣僚に提出している。また、各都道府県退職校長会には、地元国会議員への対応を働きかける等迅速に対応した。

なお、この株式会社による学校設置は、その後、地方公共団体が教育研究上特別なニーズ（需要）があるとして認める場合に容認されることになった。

◆「全連退の歌」の制定◆

文字通り全国組織となった全連退では、会員の活動意欲をさらに高め、一層の組織の結束と本会の向上・発展を図る見地から、「全連退の歌」を制定することになった。「会報」143号により歌詞の募集を全会員に呼びかけ、1年後の完成を目指した。歌詞は第3節までとし、内容には歴史や目的、使命、会員の意気、本会の発展などを織り込んで、明るく覚えやすいものとするなどと募集要項に掲げた。

多数の応募の中から「全連退の歌」―光かかげて―（大越弘作詞、末永隆一作曲）が選ばれ、15年6月の総会で発表した。（資料編参照）

◆教育改革を目指す多様な諮問事項◆

21世紀の教育の在り方について、教育内容の改善や教育条件の整備など広範囲で多岐にわたる教育改革への取り組みが積極的に進められている。

そうした中で平成15年5月15日、初等中等教育について遠山敦子文部科学大臣は、「今後の初等中等教育改善の推進方策について」と題した諮問を中央教育審議会に対して行っている。審議事項としては、①「初等中等教育の教育課程及び指導の充実・改善方策について」②「義務教育など学校教育に関わる諸制度の在り方について」の2点であり、具体的な審議課題は、別記（32ページ参照）のようである。

これからは柔軟性・多様性に乏しいと言われてきた義務教育制度を総点検し、学校や地域、子供たちの自発性を重視した制度へと転換しようとするもので、審議の如何によっては学校教育現場の姿を大きく変えることになる。

全連退は、憲法で保障されているすべての国民に対して基礎的な資質を培う考え方を重視する立場から「義務教育に関わる諸制度」は、慎重に審議し早急な結論を出すべきではないことを強調した。

また、「義務教育における教育条件整備の在り方」についても、義務教育における国と地方との経費負担の問題であり義務教育費国庫負担制度は現状を堅持すること、国の責任を地方自治体に転嫁することは許されないことなどを意見書として平成15年11月19日、土橋荘司

会長より鳥居康彦中教審会長に提出している。

「今後の学校の管理運営のあり方」（中間報告）に対しては、これまでも検討課題の一つとして注目し、学校現場の運営のあり方にかかわりが深いこととして重視してきている。

まず、学校、家庭、地域社会の教育上果たす役割と責任を明確にすべきであることと、学校管理運営の原則は、「設置者管理主義」「設置者負担主義」であり、原則を堅持し、安易に改革を進めるべきでないことを訴えてきた。

さらに、保護者や地域が経営に参画する新しいタイプの公立学校としての「地域運営学校」（コミュニティースクール）については、外国での制度を新たに導入することであり慎重に検討することを提言している。そのため、制度の十分な検討が必要で、国情の異なるわが国に直ちに取入れられるものではないとしている。

また、「学校運営協議会」については、保護者や地域の要望を学校運営に反映させることは重要であり、設置することは理解できる。しかし、学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会の権限や責任との折り合いをどうするのか明確にする必要があるとしている。さらに「学校運営協議会」の機能として、「教育計画、予算計画、人事配置」などの基本方針の承認、校長や教職員の「人事」についての関与などが挙げられている。特に人事への関与は、校長や地区教育委員会の具申権や内申権にかかわり、個人のプライバシーの問題、自由で熱意ある教員の教育活動に影響を及ぼすことが考えられることから、避けるべきことであることを強く打ち出している。

審議を求める予定の主な課題

<義務教育など学校教育制度の課題>

- ・義務教育における国と地方自治体の役割
- ・就学時期の弾力化など就学に関する制度
- ・幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携
- ・義務教育以前の幼児教育
- ・義務教育の今日的な意義、学校の役割
- ・株式会社や NPO などの学校経営
- ・公立学校運営の民間委託への対応

<教育課程と指導の充実や改善の方策>

- ・学習指導要領や年間授業時数の考え方
- ・長期休業日や学期の区切り方
- ・「総合的な学習の時間」の充実
- ・習熟度別指導など個に応じた指導の充実
- ・学力テストを踏まえた指導の工夫改善

（平成15年5月15日 朝日新聞より）

<答申が示した公立学校の新形態>

〔地域運営学校〕

- ・学校を設置する教育委員会が指定
- ・指定校には保護者や住民で作る学校運営協議会を設置。委員は教委が任命
- ・校長は教育課程編成や予算執行、人事配置の方針を提案。協議会が承認
- ・協議会は校長や教職員の人事について教委に意見。教委は意見を尊重

〔公設民営型の学校〕

- ・公立学校の管理運営を民間に委託
- ・構造改革特区に限った特例
- ・義務教育以外の幼稚園と高校が対象

（平成16年3月4日 朝日新聞より）

こうした趣旨に沿って、平成16年2月12日には、中教審初等中等教育局教育分科会木村猛会長へ意見書として提出した。

なお、この中教審の中間報告（平成15年12月16日）は、審議の結果、内容の変更などはほとんどなく、平成16年3月4日に中央教育審議会より正式な「答申」として発表された。さらに、この「地域運営学校」を創設するための「改正地方教育行政法」が平成16年6月2日の参議院本会議で可決成立をみている。平成17年度から制度が導入される。

◆ 設立40周年記念式典 ◆

平成16年10月16日、千代田区のスクワール麹町において、中山文彬文部科学大臣、河村建夫前文部科学大臣をはじめ多くの来賓をお迎えして、全連退設立40周年記念式典が盛大に挙行された。

土橋荘司会長は、式辞の中で「将来、国を背負う子供たちや若人の健全な育成こそ、今われわれ大人たちに与えられた大きな責任と義務があります。この点から、私たちが従来から主張し、その制度の促進を願ってきた『教育の日』を、一日も早く全国での制定が成し遂げられるよう期待しているものであります」と言われた。

記念事業報告として、平成16年6月17日に制定された「全国連合退職校長会綱領」が読み上げられた（資料編参照）。綱領制定の趣旨は「本会設立40年を機会に全国連合退職校長会が歩んできた歴史や活動を振り返り、それを踏まえながら、将来の日本の教育の在り方を考え、会員一同心を新たに力を合わせ、本会の目的達成と組織拡充に資するため」と述べられている。綱領は、その後毎年総会で出席者全員で唱和されている。

そのほか、設立40周年記念事業として、「設立40周年記念誌」の発行、「会歌」の制定（前述）、「会旗」の制定（後述）等が行われた。



全国連合退職校長会 会長 土橋荘司



V. 全連退活動の充実

おおむね 平成17年～平成23年

◆「揺るぎない信念で 新しい学校を創る」の発刊◆

全連退の出版委員会は、会員の諸々の経験を生かして現職を力づけることを目的として、平成17年3月に、「揺るぎない信念で 新しい学校を創る」を発刊した。本書によって、現職が「揺るぎない信念」を持ち、子供たちのため全力を傾注し、学校教育への信頼を回復してほしいと念じ、さらに社会に「教育尊重の気運」が高まることを願って、出版された。



◆ 中教審に会長が意見発表 ◆

平成17年7月25日に開催された中教審義務教育特別部会において、土橋荘司会長がレジュメを中心に本会としての意見を発表した。

文科省や中教審等には本会としての意見具申や要望を重ねているが、中央教育審議会から意見の発表の依頼を受けたのは今回が初めてであった。

会長は、特に次の点を強調した。①義務教育は、わが国教育の根幹をなすもので、義務教育に関わる経費を全額国庫負担とすること ②道徳教育の充実のため道徳主任を必置主任に加えること ③教員への調査・報告等の事柄が多くなり、ゆとりを持って授業に取り組めなくなっている。行政の在り方を再検討すること ④家庭教育が重要である。家庭は教育の原点であり、その役割と責任を明らかにすること。

最後に、「教育尊重の気運を高め、国民こぞって教育の振興を期する日」として「教育の日」制定についても考えてほしい旨を述べた。

◆ 学習指導要領の改訂について—文科省訪問懇談の報告— ◆

教育基本法の改正に伴う法整備に基づき、学習指導要領の改訂が急がれていた。そのような中で、平成18年12月12日、文科省初等中等教育局大臣官房布村幸彦氏（当時）を訪問し、「学習指導要領の改訂について」の意見具申書を提出し、その内容について質疑応答を行った。

特に必要な事項として総合的な学習の時間、小学校の英語、中学校の選択教科を挙げ、意見交換を行った。また、教育行政として学校週5日制の再検討、学力調査は「習得型」の知識・理解の結果について行われているが、「探求型」「活用型」の内容を含め在り方を検討するよう要望した。

◆「子供たちに慕われ 信頼される先生の条件」の 発刊◆

学校教育が充実するには教員の資質向上が第一に挙げられる。そして、小中学校の教員の資質は、「子供に慕われ、信頼されること」に尽きる。そのような先生はどうしたら育つのだろうか。それには、先輩の実践から学ぶことが大切であるとの観点で、出版委員会が全国に呼び掛けた結果、珠玉の19編が集まった。それをまとめて、平成19年3月に刊行されたのがこの本である。

ここには、子供に慕われ、信頼される道が、さまざま述べられている。特にその「はじめに」の中で土橋荘司会長は、「今日の教育を築いてきた『日本の教師象』の、静かで地道な、情熱と努力の歩みを、広く世の中に知ってほしい」と述べている。



◆ 新教育基本法の成立 ◆

平成18年12月22日公布・施行された新教育基本法は、さまざまな考え方のある今日、改正されたことは、本会の念願の一つであり、良しとしなければならない。その新しい教育基本法の中で、全連退の要望・意見が生かされていると考えられる記述は、「日本の伝統・文化の尊重」「わが国と郷土を愛する態度」「国際社会への貢献」「生涯学習」「自然の愛護・環境の保全・生命の尊重」「知・徳・体の調和のある教育」「家庭の教育力の重視」の条文であり、「道徳性を高める」も「公共の精神を尊び」「道徳心を培う」等で表現されている。

◆「あなたの子育て6つのめやすー望ましい子どもに育てる」◆

平成18年12月に教育基本法が改正され、第10条に家庭教育、第13条に学校・家庭・地域の協力が規定され、家庭及び地域の教育上の役割と責任が明確になった。条文は、基本的、包括的なものであって、具体的な内容は示されていない。そこで全連退では、その内容をより具体化すべきであると考え、平成19年度に「あなたの子育て6つのめやす」を作成し、子育ての重要性を世に問い、活用を図りながら、活用状況を調査してきた。

「あなたの子育て6つのめやす」6つのテーマ

1. こどもは、保護者が親としての責任と役割を自覚し、敬愛と信頼に満ちた家庭を営む中で、明るく育つ。
2. 子どもは、親の適切な「しつけ」と、家庭の「けじめある生活リズム」の中で、正し

く育つ。

3. 子どもは、家族の間で交わされる「ことば」の温かさと、確かさの中で、賢く育つ。
4. 子どもは、家族のために自分の役割を持ち、その責任を自ら果たしていく中で、逞しく育つ。
5. 子どもは、親の仕事と、その厳しさを知る中で、頼もしく育つ。
6. 子どもは、親が学校や地域での子供同士の関わりを見守り、適度に関わる中で、優しく育つ。

平成20年11月現在までに寄せられた活用状況の内容を分類した。その結果、学校における教員の研修で役立つ。すなわち親を対象とした作り方だが、教師自身も参考になるものと、保護者会において活用できるものに大別できた。「あなたの子育て6つのめやす」に対する意見・感想の回答は、いずれも真摯で情熱に満ちたものであった。学校現場が直面しているさまざまな課題—特に家庭の教育力・親への啓発を中心として—と、それに対応する努力の姿が、如実にうかがわれる貴重なものであった。

具体的な活用法の例 ・保護者会での話題に・児童生徒への訓話、個別面談の機会に・「学校だより」「学年だより」や「学級通信」などに適切な内容を選んで紹介する。

また、教師自身にも参考になるとして、教師も常に心に留めておきたいこと、子どもに接し育てるための要素が多く取り上げられていて、勉強になるという感想もあった。

◆「学校評価の在り方と今後の推進方策について」文科省へ意見具申◆

文部科学省の「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」は平成19年3月、中間のとりまとめを行った。このような状況の下、文部科学省から6月29日「素案」を示し、全連退としての意見を文書で7月13日までに提出されたい旨、依頼があった。そこで、会長を中心に、教育課程研究委員会が急遽意見具申書を作成し、文部科学省へ送付した。

主な内容は、1. 「学校評価」に対する基本的な考え 2. 今後審議してほしい課題 ①自己評価 ②学校関係者評価（外部評価）③第三者評価 3. 評価結果の公表について、すべてを公表することを義務付けることによって、成績主義、競争原理が導入され、保護者や地域から不満や信頼を欠くことの要因になる恐れがあるとして、改めて検討すべきであるという意見を述べた。 4. 退職校長の活用について、外部評価や第三者評価に際しては、専門家としての十分な資質を持っている退職校長の活用を図るよう具申した。

◆会旗制定

全連退の歴史を継承し、未来への希望と発展をより確かなものとする願いを託して、会員9万余名の「まとまり」の象徴として「会旗」を制定しようという気運を受け、実現の運び

第7代会長

廣瀬 久

平成20年～平成22年



となった。

平成18年8月から会旗制定委員会（仮称）で検討を開始し、1年余をかけて、部長会、常任理事会、副会長会、理事会と、慎重審議を重ねた。そして、平成19年6月6日の総会において全会一致で会旗の制定が承認された。直ちに中外徽章kkに依頼し、製作に取り掛かった。

平成19年10月2日の第2回理事会において会旗の披露を行った。

◆「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」で会長意見発表◆

平成19年11月27日、中教審初等中等教育分科会教育課程部会の梶田叡一会長より「教育課程部会におけるこれまでの審

議のまとめ」に対する本会の意見を求められ、土橋荘司会長が約10分間で意見を発表した。

「教育理念に基づく学習指導要領の改定」については、新たな提言がなされたことを評価する。ただし、学習指導要領の理念や内容が各学校の教育課程の編成に生かされ、計画・実践され成果を挙げるためには、学習指導要領の解説書等によって、一層の充実と活用を図る必要があると述べた。

また、「教育課程の枠組みについて」では、①義務教育学校の授業時数は、年間授業日数を200日から220日にすべきである ②総合的な学習では、具体的な目標、内容、方法を明確にする ③外国語（英語）活動では、条件整備がなされない段階での実施は避けるべきだ ④高等学校の必修教科については、科目の単位数は指定しても、科目の選定は各学校の自由選択にすべきだ、などの意見を述べた。

◆第6代土橋荘司会長急逝に伴い、第7代廣瀬久会長の就任◆

平成20年6月5日、第44回総会において、第7代会長に廣瀬久氏が承認され就任している。

廣瀬氏は、本会において長年にわたり常任理事、総務部長として教育振興に対する取り組みを積極的に進め、教育改革に関わる提言をまとめる等の中心的な役割を精力的に進めてきた。

土橋荘司第6代会長は、平成20年6月1日、心不全のため急逝された。享年92歳。土橋荘司会長は、平成6年より14年間の長きにわたって会長を務められ、本会の充実と発展に渾身

の努力を傾注されてきた。

◆ 入会のお誘い「7つの努力」発表 ◆

平成20年10月3日開催された事務局長会における「会員増を図る各地の取り組み」を整理した結果、『入会のお誘い「7つの努力」』をまとめた。この実践例を参考に、一層の会員増の取り組みをされることが期待された。

「7つの努力」は次の通りである。

1. 人脈を生かし、戸別訪問に努めよう。
2. 学校訪問に努めよう。
3. 現職を、準会員や賛助会員にする制度を考えよう。
4. 現職との交流会（懇談会）などを活発にしよう。
5. 「会報」「全連退情報」「全連退の概要」等を活用しよう。
6. 全連退発行の図書、ホームページ等を活用しよう。
7. お便りによるお誘いに「入会届」を同封しよう。

◆ 「生きる力を育てる“教育の肝所”」の発刊 ◆

平成21年3月に、全国の会員が優秀な教員の実践例を執筆し、「生きる力を育てる教育の肝所」を発刊した。全連退が教育書の出版を継続するのは、団塊世代の大量退職で、若い教員が溢れる学校にあって、その教育力の維持発展に少しでも寄与したいからである。意欲的な教員の実践を顕彰し、若い教員への心の支援を果たしたい意欲の溢れる図書である。

この本は、会員、教育関係者、マスコミ等からも高く評価され、多くの方々から「困難な教育の時代の応援歌となる」と賞賛を得た。



◆ 教育振興基本計画 ◆

平成23年度より逐次新学習指導要領が実施された。そのような中で文部科学省は、教育立国の実現に向けての教育振興基本計画（平成20年7月1日公布）を策定し、わが国の将来に向けての教育方針を示した。これは、新教育基本法の理念を実現するため、また教育再生の道筋を明らかにするため、非常に重要な計画であると考えていた。

その中で、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、4つの基本的方向が打ち出された。それは、①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を育成し、社会の発展を支える ④子供たちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する、というものだった。

これを基に、各都道府県、市区町村でも独自の教育振興基本計画が作成され、それに基づいた教育活動が展開されていった。

◆ 「教育の日」推進の変遷—10年の歩み—の発行 ◆

全連退は、平成8年6月より「教育の日」の制定を目指した活動を開始した。平成9年秋に、全国各都道府県の退職校長会に対し「教育の日制定」の趣意書（広く国民の間に「教育尊重の気運を高め、国民挙って教育の振興を期する日」として「教育の日」を制定する）を提示し、意向調査を行った。

その結果、回答数の約80%の団体が賛意を表明した。平成10年度、常任理事会の議を経て、「教育の日」制定推進委員会が設置され、全面的に活動を開始した。

それから10年を経過した平成21年3月、「教育の日」推進の変遷—10年の歩み—を発行した。その内容は、○「教育の日」制定に向けての手順・手引き ○「教育の日」制定までの具体例（北海道、東京都、茨城県） ○「教育の日」活動例（群馬県、山口県） ○「教育の日」制定状況一覧（平成20年12月現在） ○制定状況変遷グラフで構成されている。

この冊子から、各都道府県退職校長会の方々の努力によって、着実に成果を上げてきたことがわかる。

「教育の日」推進の変遷

— 10 年 の 歩 み —



全国連合退職校長会

◆「教育振興基本計画」のアクションプラン◆

「教育振興基本計画アクションプラン」は、新教育基本法で示された教育改革を進めていくために「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。また、地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように務めなければならない」（教育基本法第17条）に基づき、平成20年7月に閣議決定された。

平成21年8月20日、文部科学省金森越哉初等中等教育局長との懇談会において、意見交換し理解を深め、全連退として教育振興に努める指針を得ることができた。その中で、社会全体で教育の向上に取り組む〔基本的方向1〕の内容として、○地域ぐるみの子育て支援や教育支援の仕組みづくりを全国各地でスタートする。○キャリア教育や多様なニーズに応じた職業教育の機会を充実する。また、個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基礎を育てる。〔基本的方向2〕の内容として、○責任ある社会の一員として、自立して生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育成する。○教員の資質向上を図るとともに、教員が子供一人一人に向き合う環境づくりを進める。○学校の組織運営体制の確立に向けた学校や教育委員会における積極的な取り組みを促す。○幼児教育や特別支援教育、外国人児童生徒教育の充実を図る。ことが強調された。

◆「事業仕分け」対策事業等についての意見書を提出◆

平成21年11月、民主党政権の行政刷新会議は「事業仕分け」を行った。全連退は、教育関連の対象事項について検討し、6項目について12月10日、政務三役に本会としての意見具申を行った。

その内容は、次の通りである。①子供の読書活動の推進は、再検討すべきである。「学校図書館整備5カ年計画」が策定され進行中だったが事業の効果が不明確として廃止と評決されたが、再検討してほしい。②教員免許状の取得を国家試験制度にされたい。③人格形成の根幹に関わる道德教育の充実は重要な課題であり、本事業の予算縮減はすべきではない。「心のノート」は「経費対効果」で論ずべき内容ではない。子供の成長という長期的視野から考究するときその必要性は大である。④義務教育費国庫負担金の割合を2分の1に戻すべきである。さらに全額国庫負担を目指した努力を期待する。⑤民主党政策集「INDEX2009」の通り、教育への公財政支出の対GDP比を、5%以上にされたい。⑥教職員の定数改善及び少人数学級の実現を図られたい。

第8代会長
戸張 敦雄
平成23年～現在



◆ 全国連合退職校長会教育憲章の成立 ◆

昭和56年に教育憲章制定に関する全国世論調査を全連退として実施した。その趣旨は「教育の大本としての教育基本法は尊重されなければならないが、その高尚な理念を国民の身近な教育実践規範として、新たに明示する必要がある。真に国民的自覚を促すに足る教育指標の確立を目指して、『日本教育憲章』を制定したい」にあった。

その後、全連退としても、この趣旨を受けて、教育基本法の改正作業の進捗状況に合わせ意見具申をし、特に補則の中に「教育憲章を制定する」旨の文言を入れるよう求めた。それに先行して平成12年に初めて「教育憲章（案）」を提示した。

その後平成18年度に教育基本法の改正を見たが、残念ながら補則に「教育憲章」の表記はなかった。

そこで、全連退は、前述の趣旨から教育憲章の必要性を重視し、各都道府県退職校長会の協力を得て、従来の「教育憲章（案）」を見直し、新しい教育基本法の精神を踏まえ、教育振興の理念及び具体的な指針として、「全連退教育憲章」の改訂を行い、部長会、常任理事会での協議を経て、平成22年2月23日の副会長会に報告・検討され成立した。（資料編に全文掲載）

◆ 第8代戸張敦雄会長の就任 ◆

平成23年6月、第47回総会において、戸張敦雄氏が第8代会長として承認され就任した。

戸張敦雄氏は、本会において長年にわたり常任理事、総務部長として教育改革に関わる提言をまとめる中心的な役割を果たし、精力的な活動を進めてきた。

第7代廣瀬久会長は、平成22年10月25日、任期半ばにして急逝された。享年89歳。戸張敦雄会長は、およそ9ヶ月間会長代行として務めた後の就任となった。

◆ 35人以下学級の実現 ◆

平成23年4月15日の衆議院本会議において、義務標準法ならびに地方教育行政法の一部を改正する法律が、全会一致で可決し、成立した。これは30年ぶりのことであった。

今次の義務標準法は、「小学校一年生の学級編成の標準を35人に引き下げ、35人以下学級を推進する等を内容とする」ものであった。このことは、全連退を含むいわゆる教育関係23団体等による世論の喚起が国政を動かしたといっても過言ではなく、全連退が世論を喚起して教育の振興に寄与し得た証とも言える。

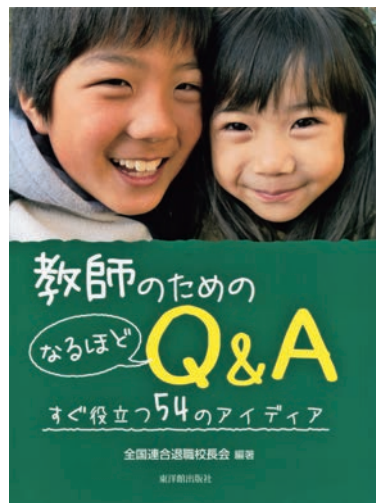
平成24年度からこの制度は実施されたが、残念ながら、平成25年度以降は小学校1年生のみに法律が適用され、2年生は加配予算での対応にとどまっている。

Ⅵ. 温故創新と全連退

おおむね 平成24年～現在

◆「教師のためのなるほど Q & A すぐに役立つ54のアイデア」の刊行◆

平成24年1月、全連退の新刊図書「教師のためのなるほど Q & A すぐに役立つ54のアイデア」が刊行された。この本の執筆者（本会会員）は、全都道府県に及びその分野のエキスパートとして活躍してきた方ばかりであることが大きな特色である。先輩諸氏の実践に裏付けられたその経験と知恵を、日々悩みながら学校で尽力されている現職の先生方のために提供されたもので、他の類似図書と一味違い、急所を押さえた「A」（アンサー）となっている。教育関係者のみならず、広くマスコミにも大いに注目され、書店においてもかなり多くの販売実績を上げた。



◆「各県退職校長会の概要」の合本◆

平成23年9月の常任理事会において、平成23年度の各県の「概要」を交換し、情報共有の必要を協議した。その結果、「各県の現状や特色ある活動」を紹介し合う意義が認められ、「全国に広めたい」との結論になった。

平成23年10月の第2回理事会において、平成23年度の「各県の概要」を作成・集約する趣旨説明があり、承認された。その結果、「各県退職校長会の概要」の本部への提出を依頼し、本部事務局の労作により合本され全国の退職校長会（52団体）へ送付した。このことは、現在まで毎年継続して行われている。

◆財務状況健全化検討会議と会務運営検討会議◆

全連退の組織を支え、その円滑な推進を図るため、財務状況の健全化を目指して、平成21年度から総務部内に財務状況健全化検討会議が設置された。主な検討事項は、会費の使途の吟味と予算編成の在り方であり、平成23年度には、被災地の会費納入免除申請取り扱いも行った。平成27年度現在も活動が継続されている。

また、平成23年度から、財務状況の健全化を踏まえ、組織の進化・充実を図る目的で会務運営検討会議が、総務部内に設置された。ここでは、部会・委員会の統合、理事会の構成、常任理事会の年間開催回数等が検討された。この会議は2年間継続し、この検討を基に平成25年度から本部組織の改革がなされた。

さらに、平成23年度から、組織拡大をねらいとした組織対策検討会議が総務部内に設置され、加入状況調査、会員組織の実態調査などを毎年実施している。

◆ 東日本大震災への対応 ◆

平成23年3月11日に発生した東北三陸沖を震源とするM9の大地震、それに伴う大津波、東京電力福島第1原子力発電所の事故は、全連退設立以来の悪夢のような大災害であった。本会としては、この地震、大津波、原発事故で犠牲になられた方々の霊のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの方々、被害に遭われた本会会員各位へのお見舞い・支援の呼び掛けをした。特に、各都道府県退職校長会に対し、見舞い状ならびに義援金を被災地各退職校長会宛に送付するよう呼び掛け、多くの都道府県がこれに呼応した。

◆ 会長、総会挨拶での決意（温故創新） ◆

平成24年6月8日の総会における会長挨拶の中で戸張敦雄会長は、「設立50年の伝統の中に、心構えを正して、『温故創新』、新しい道を拓いていくことを心に決め、平成25年度を目指して将来のあるべき姿を描き終え、基盤を強固なものにしていく方向に舵を切ってまいります」と述べ、会務運営検討会議の成果を得て、本部組織・機能のリニューアルを図る決意を語った。

◆ 本部組織の見直し ◆

平成23年度から2年間をかけて検討を重ねてきた会務運営検討会議からの提言を受けて、平成25年度から部会・委員会の統合と活動内容の見直しが行われた。まず、福利厚生部と生涯学習委員会を統合して、生涯福祉部とし、会報部内にホームページ担当を加えて広報部と改称した。また、教育課題委員会は、会長からの諮問に対して答申を行うことを中心に活動することを明確にするため、教育課題答申委員会とし、事業委員会は、出版事業に絞って活動することとして、出版事業委員会とそれぞれ改称した。この改編された組織に基づいて各部、各委員会は円滑に充実した活動を続けている。

○福利厚生部と生涯学習委員会	→	生涯福祉部
○会報部	→	広報部
○教育課題委員会	→	教育課題答申委員会
○事業委員会	→	出版事業委員会

◆ 「全連退リーフレット」の作成 ◆

かねてより全連退紹介用のリーフレット作成の要望が寄せられていた。そこで、全国連合退職校長会の「使命」や「活動」を明確にし、分かりやすく示し、全国の幼小中高校特別支援学校及び国民にその存在を示すとともに、校園長退職後、退職校長会へ加入することを促すために、平成24年9月にリーフレットを作成した。

その内容は、退職校長会の事業活動を①教育の振興、教育の充実に寄与②教育諸条件の整備充実の要望・提言③世論の喚起「教育の日」制定推進④会員の福利厚生⑤社会貢献、生涯学習の実践、の5つの柱にまとめられ、さらに「退職校長会への入会の勧め」も加えられた。

平成24年10月2日の事務局長会でリーフレットの配布について希望部数を募ったところ、全国から11,000部を超える配布希望があり、12月下旬に会報186号と共に各事務局に送付された。その後、各県で新会員の勧誘、教育行政への退職校長会の紹介等に有効に活用されており、平成26年12月には増刷されたリーフレットが再び配布希望の県に送付された。

◆ 教員免許制度の改革 ◆

平成24年8月26日、中教審は「教職生活の全体を通じた教員の資質向上の総合的な向上策」について、文部科学大臣に答申した。その中で、教員免許制度の改革の方向性として、基礎免許状、一般免許状、専門免許状（いずれも仮称）の創設を提言している。

基礎免許状は、学士課程修了レベルで取得する。一般免許状は、1～2年程度の修士レベル課程での学修を標準とし、採用後の初任者研修と連携した修士レベル課程の学修により取得することもできるとしている。専門免許状は、特定分野に関して、実践の積み重ねによる更なる探究により、高い専門性を身につけたことを証明するものである。

それに先立ち、5月15日に中教審教員の資質向上特別委員会が「審議のまとめ」を発表し、その内容に関して意見募集を行った。全連退としても意見を4ページにまとめて提出した。その中で、教員免許制度に関する内容にはおおむね賛意を表した。

◆ 国会へ初めての教育予算陳情 ◆

平成25年9月13日、全連退として初めての国会陳情を行った。対象を衆議院文部科学委員会の委員長を中心に理事9名と文部科学副大臣2名、同政務官2名とした。

陳情の内容は、①震災被害への復旧・復興の加速化②公財政教育支出のGDP比5%以上





③義務教育費国庫負担を2分の1に還元④35人以下学級の推進等であった。

戸張敦雄会長、木山高美総務、徳永裕人事務局長の3名が、各議員会館を訪問し、会長より要望書の重点事項について説明し、理解と尽力を要請した。

なお、地方出身の衆議院文部科学委員会委員に対しては、各選挙区の地元において、各都道府県退職校長会の手で陳情活動を行った。

◆「未来を拓く学校の力—地域と学校の心触れ合う教育活動—」の発刊◆

<全連退設立50周年記念出版>

現在、学校教育へのさまざまな期待と課題の指摘がある中で、これまでの半世紀にわたる全国の初等中等教育の優れた実践を掘り起こし、学校教育の不易の精神と伝統ある指導力を見直し、地域の伝統・文化と学校教育についてその一端を一冊の図書として残しておこうと今回の出版が企画された。全国各地の地域性（郷土色）の滲む特色ある教育活動とその成果を計50例にわたり掲載したものである。内容は、郷土の偉人・歴史・文化、地域の特色を生かした教育活動、3.11災害を踏まえた防災・減災教育、さらに当面する現在の教育課題等、多岐にわたっている。この本は、平成27年1月に刊行された。

◆道徳の教科化◆

平成25年には、政府の教育再生実行会議が「道徳の教科化」を提言した。それを受けて中央教育審議会も課題を整理し、検討を始めた。

この問題に対して全連退では、会長の諮問を受けた教育課題答申委員会が、全都道府県退職校長会から寄せられた意見を集計・分析し、会長に答申した。その後、会長名で「道徳教育の充実に関する懇談会」の鳥居泰彦座長に、道徳を新たな枠組みによって教科化することについての意見書を提出した。

その中で、新たな枠組みによって道徳を教科



化することに賛意を表し、①現行の道徳教育の基本的な考え方を堅持し、学校教育全体を通じて行うことを再確認②道徳の授業は主として学級担任が担当する。免許状は新設しない③道徳の評価は、数値・記号による評価はしない。現行の児童（生徒）指導要録に「道徳の記録」欄を設け、評価の基準・記述方法を示すことなどを掲げた。

その後、中教審は平成26年10月21日、「道徳に係る教育課程の改善について」を答申した。答申の内容は本会の意見書とほぼ同じであった。

◆ いじめと体罰対策 ◆

平成25年2月26日、教育再生実行会議は第一次提言として、「いじめと体罰対策」に関する提言を行った。その中で、いじめ防止対策基本法の制定やいじめの解決を図る第三者組織の設置を求めた。その後、議員立法による「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月21日に成立した。これによると、「いじめ防止基本方針の策定」を国と学校に義務付け、学校は、いじめ防止対策のための組織を設置することとなった。

また、平成25年3月13日には「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」という通知を文部科学省が発した。その中で、体罰行為、認められる懲戒、正当な行為を明示し、学校は指導体制を構築するよう指示した。

◆ 教育委員会制度の改革 ◆

教育再生実行会議の第二次提言として、「教育委員会制度の在り方について」の提言が平成25年4月15日に行われた。それによると、首長は、教育行政の責任者として新教育長を任免し、新教育委員会は、教育の方向性を示すと共に執行状況をチェックする機関とした。中教審の教育制度分科会での審議において、教育再生実行会議の提案をA案とし、B案として、首長が新教育長を教育行政の責任者として任免することは同じだが、教育長は新教育委員会の補助機関であり、教育委員会は基本方針の限られた事項について審議決定を行うとともに、教育長の事務執行のチェック機関とする、という案を公表した。

全連退としては、平成25年11月20日に、中教審の教育制度分科会会長に対して、B案を支持するという趣旨の意見具申を行った。

平成25年12月10日、中教審の答申案が公表された。それは、首長を教育行政の決定権限を持つ執行機関とし、教育長は首長の下で実務を取り仕切る補助機関、教育委員会は首長への勧告権を持つ特別な付属機関とするものである。一方で、首長を執行機関とする案には異論も多いため、教育委員会を執行機関とする現行制度に近い考えも付記した。

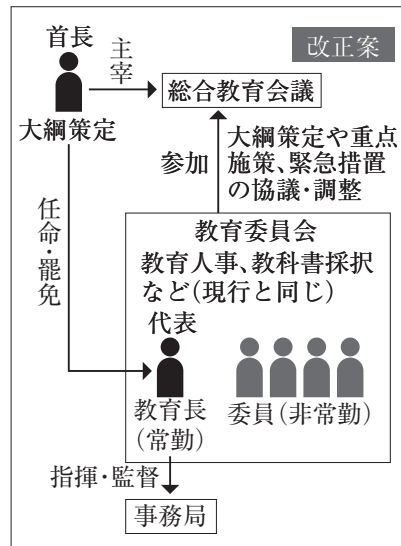
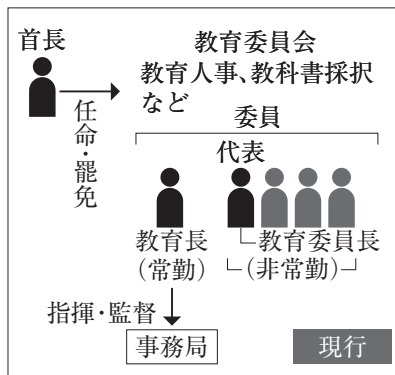
その後、自民、公明両党の教育委員会改革に関するワーキングチームは平成26年3月12日、首長の教育行政への権限強化のために、教育委員長と教育長を統合して、新「教育長」を設

け、首長に任免権を与えることを柱とした改革案で合意した。政府は4月上旬に閣議決定し、教育委員会制度を見直す地方教育行政法改正案が、平成26年6月13日に成立した。これは平成27年4月1日から施行された。

教育委員会制度改革の骨子

- ・教育委員長と教育長を一本化し、「教育長」を新設する。
- ・首長が議会の同意を得て任免する。
- ・教育委員会は、引き続き教育行政の最終決定権を持つ執行機関とする。
- ・首長が主宰する「総合教育会議」を自治体に設置する。
- ・総合教育会議では、教育行政の大綱を策定するほか、予算、条例に関わる重要な教育施策の方向性、緊急事態への対処を協議する。
- ・教科書採択、学校の教育課程の編成、個別の教職員人事は、教育委員会の専権事項とする。
- ・いじめ自殺などの再発防止を国が教育委員会に是正指示できるよう、地方教育行政法を改正する。

教育委員会制度改革のイメージ



◆ ホームページのリニューアル ◆

本会のホームページは、平成17年に開設したが、ページの幅が旧型のため情報量が少なく、適時性、即時性、対応にやや難があった。

設立50周年を迎えるにあたり、記念事業の一つにホームページのリニューアルを行うこと

として、平成25年6月に「ホームページ検討作成委員会」を設置し、1年間をかけて検討を行った。その結果、全国会員への情報発信と本会の使命・存在感を高揚するためなどの工夫をして、平成26年4月1日からデザイン・コンテンツ等を大幅に刷新して再出発した。ホームページの運営は、現在、広報部で担当している。



◆ 大学入試制度改革 ◆

教育再生実行会議の第四次提言「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学選抜の在り方について」が平成25年10月に行われた。これを受けて中央教育審議会が検討を重ねた結果、平成26年12月22日に「新しい時代にふさわしい大学入学選抜について（一部略）」を下村博文文部科学大臣に答申した。

答申は、現在の大学入試を「知識の暗記・再生に偏りがちだ」と指摘し、今後求められる「思考力」「主体性」「協働性」などを総合的に評価することが必要だとした。学力評価については国がセンター試験を衣替えして実施する共通テスト「大学入学希望者学力評価テスト」（仮称）を活用する。テスト結果は段階別に評価する。年複数回実施し、教科の枠を超えた「合科目型」「総合型」の問題も出題し、難易度の幅も広げる。

各大学は個別に小論文や面接、集団討論などを実施し、これを評価テストの結果と合わせて合否を判断する。

一方、高校教育において共通に身に付ける目標を明確にし、基礎的学力を確実に育成することを目的に、「高校基礎学力テスト」（仮称）を設け、高校2、3年で複数回実施する。必修科目を想定し、成績は段階別で評価する。できるだけ多くの生徒がこの達成度テストを受験し、学習改善につなげていくねらいがある。また、このテストの結果を推薦入試、AO入試（出願者の高校時代の活動や面接・小論文・推薦状などにより合否を決める）、就職などにも活用できるようにする。新制度は2021年度春（6年後）入学者が対象の入試からの導入を目指している。

これに対し、現場の普通科高校の校長会の反応は、新テストに「期待できない」という意見が多く、複数回実施については反対が3分の2に達している。実施する時期は「高校3年2学期」からと答えた校長が約50%、「高校3年1月から」が30%だった。（毎日新聞平成26年12月19日）

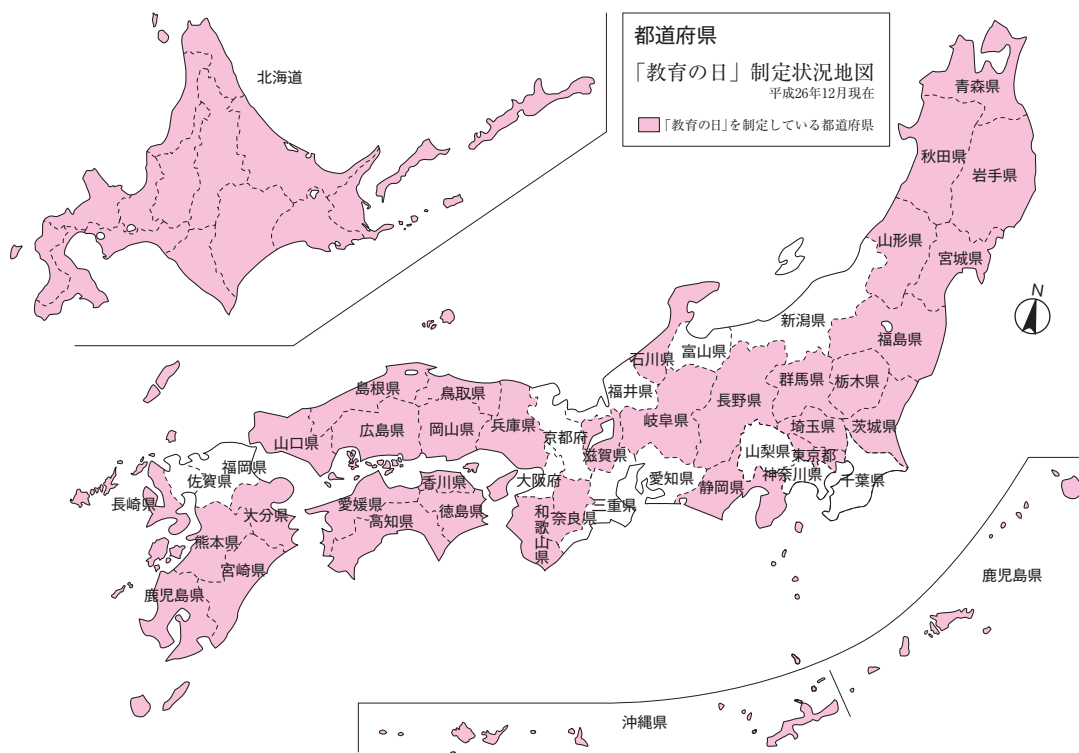
このように大学入試制度改革は多くの課題を抱えている。全連退としても情報収集・分析に努め、意見をまとめ、関係各機関に積極的に意見具申・要望等を行っていく予定である。

◆「教育の日」制定状況◆

全連退は、平成8年6月より「教育の日」制定を目指した活動を開始した。平成10年6月に「教育の日」制定推進委員会が設置され、全面的に活動を開始した。

それ以後16年が経過し、「教育の日」を制定する都道府県や市区町村の数は毎年着実に増加していき、平成26年12月現在では35都道府県、98市、59町、9村、1区に及んでいる。

「教育の日」が制定されている都道府県において、中央大会が実施されているところが20都道府県あり、その行事内容の主なものは、記念講演、シンポジウム、パネルディスカッション、表彰、児童生徒の舞台発表などである。また、「教育の日」と小学校、中学校とのかかわりをみると、「都道府県教育の日」前後の教育週間・教育月間に「教育の日」を冠した諸活動が行われている。主な内容としては、授業参観、学校公開、文化祭、学習発表会などがあげられる。



◆小中一貫教育の推進◆

教育再生実行会議は平成26年7月3日、第五次提言として「今後の学制等の在り方について」を公表した。その中で、小中一貫教育を制度化するなど、学校段階間の連携、一貫教育を推進するものとした。そして、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うこと

ができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を4－3－2や5－4のように弾力的に設定することなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにすることを提言している。

これに合わせるように、文部科学省は平成26年9月19日、全国の国公立学校の小中一貫教育に関する初の実態調査の結果を公表した。それによると、小中一貫教育を導入している1,130事例のうち約9割が、学力向上や不登校の減少など何らかの成果があったと回答したが、小中の教職員間の連携の時間不足や教職員の負担増などの課題も挙げられている。

平成28年度からの小中一貫校制度化へ向けて検討を進めている同省は「小中連携の効果が示された。課題解決も含め、今後の制度設計に生かしたい」としている。平成27年1月現在、中央教育審議会で制度設計を議論しているが、戦後の日本の教育制度を大きく見直すことになることなので、慎重な審議が求められる。（平成27年6月学校教育法改正案が成立）

◆ 50年を振り返って ◆

昭和30年代の後半から40年代の初頭にかけて、各都道府県において退職校長会が組織され活動が進められていた。そうした中で、教育界に混乱が見られ、教育の正常化のため全国組織でこれに対処する必要があるとの声が高まり、昭和40年に「全国連合退職校長会」が設立され、活動が開始された。

設立当初は、「組織の強化・拡充」と「教育の正常化」に関わる基本的な調査、生活基盤となる「恩給・共済年金問題」への取り組みが中心となった。

爾来50年が過ぎ、その間、歴代会長や役員たちの努力や工夫、各都道府県退職校長会との連携・協力を得て、着実に組織が充実し、活発な活動が行われてきた。

21世紀に入り、教育改革の流れがますます加速する中で、全連退は、教育改革に関して積極的に新たな提言・発言を行ってきた。とくにこの10年間は、教育振興への寄与をはじめ、会員の福利厚生、会員数の確保等のために、さまざまな提言や提案を行ってきた。

全連退は、これからも常に児童生徒のために、その教育に当たる校長や教職員のために、どうすれば退職校長会として力になっていけるのかを考え、また、会員相互の充実した生き方、福利厚生の拡充を目指して、各都道府県退職校長会との連携を深め、より一層充実・発展していく所存である。

設立50周年記念事業

記念式典・祝賀会挙行、ホームページの改訂、記念出版「未来を拓く学校の力」の発行、50周年記念誌の発行、「家庭教育の指針」リーフレット発行